

紀の川市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年5月12日 改訂

令和5年3月24日 改訂



和歌山県紀の川市

目次

1	基本的な事項	1
	(1) 市の概況	1
	(2) 人口の推移と動向	2
	(3) 産業別人口の動向	8
	(4) 財政等の状況	11
	(5) 地域の持続的発展の基本方針	13
	(6) 地域の持続的発展のための基本目標	14
	(7) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
	(8) 計画期間	14
	(9) 公共施設総合管理計画との整合	14
	(10) SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づく取組の推進	19
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	20
	(1) 現況と問題点	20
	(2) その対策	21
	(3) 計画	21
3	産業の振興	22
	(1) 現況と問題点	22
	(2) その対策	24
	(3) 計画	25
	(4) 産業振興促進事項	27
4	地域における情報化	27
	(1) 現況と問題点	27
	(2) その対策	28
	(3) 計画	28
5	交通施設の整備、交通手段の確保	29
	(1) 現況と問題点	29
	(2) その対策	30
	(3) 計画	31
6	生活環境の整備	32
	(1) 現況と問題点	32
	(2) その対策	34
	(3) 計画	36
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
	(1) 現況と問題点	38

(2) その対策.....	39
(3) 計画.....	40
8 医療の確保.....	42
(1) 現況と問題点.....	42
(2) その対策.....	43
(3) 計画.....	43
9 教育の振興.....	44
(1) 現況と問題点.....	44
(2) その対策.....	45
(3) 計画.....	46
10 集落の整備.....	49
(1) 現況と問題点.....	49
(2) その対策.....	49
11 地域文化の振興等.....	49
(1) 現況と問題点.....	49
(2) その対策.....	49
(3) 計画.....	50
12 再生可能エネルギーの利用の推進.....	50
(1) 現況と問題点.....	50
(2) その対策.....	50
事業計画（過疎地域持続的発展特別事業分）.....	51

1 基本的な事項

(1) 市の概況

(ア) 位置及び地理的状況

和歌山県の北部に位置する紀の川市は、西は岩出市及び和歌山市、東はかつらぎ町、南は海南市及び紀美野町、北は大阪府（岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市）に接しています。

本市は、東西に19.4km、南北に19.1kmあり、面積は、228.21km²、県全体の約5%を占める広さとなっています。地形的には、北に和泉山脈、南に紀伊山地を控え、この間を、東西に市名の由来でもある紀の川が貫流しています。また、南部からは貴志川が紀の川に合流しており、平地はこれらの河川に沿って発達し、こうした水辺環境と調和した街並みが形成されています。市域に占める土地利用の割合は、山林が45%、畑が27%、次いで田が15%、市街地や集落などの宅地は10%、雑種地3%となっており、山林・田畑などの自然的土地利用が約9割を占めています。

そのうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域は、旧町単位で「粉河地域」、「那賀地域」及び「桃山地域」の3地域あり、過疎地域の面積は、市の約70%（157.28km²）を占めています。

(イ) 歴史的条件

紀の川市は、古くは奈良時代に紀伊国分寺が設置され、平安時代には市域のほとんどが高野山や撰閑家の荘園となりました。また西国三十三所のひとつとして知られる粉河寺は、奈良時代末の創建とされ、古くから栄えてきました。

安土桃山時代には、豊臣秀吉の高野山への紀州攻めから救った応其上人が、桃山町最上の興山寺や桃山町神田の三船神社本殿を建立しました。

江戸時代になり、和歌山市から三重県を結ぶ大和街道は、紀州藩の参勤交代や伊勢参りの交通路として街道筋は大いに栄え、那賀地域には、国の史跡に指定されている旧名手宿本陣があります。徳川家康の十男頼宣が和歌山に入府すると、産業振興や治藩制度の整備を行い、徳川治世の小田井用水開削、大和街道や旧名手宿本陣の整備、粉河寺・十禅律院などに徳川氏の事跡が残されています。また、華岡青洲が世界で初めて麻酔手術をおこないました。

明治時代以降になると、飯盛鉱山で銅の採掘が始まり、小田井用水に煉瓦積みなどによる洋式の渡井橋が架構されるなど近代化が進みました。

打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町的那賀5町は、いずれも昭和30（1955）年から32（1957）年の間に町村合併をしました。その後、5町は半世紀弱の期間、それぞれに発展の道を歩んできましたが、平成17（2005）年11月7日に那賀5町で合併し、紀の川市が誕生しました。

(ウ) 社会的条件

本市の道路網は、和歌山市及び橋本市・奈良県方面を結ぶ国道 24 号が本市の中央部を東西方向に、海南市方面を結ぶ国道 424 号が南西方向に通っており、これらの路線が広域幹線道路としての役割を果たしています。また、高規格道路として、和歌山市及び奈良・京都方面を結ぶ京奈和自動車道が市北部を横断し、市内に 2 か所のインターチェンジが設置され、市の玄関口となっています。

鉄道は、市の中央を J R 和歌山線が東西に通過しており、東は奈良県方面、西は和歌山市に連絡しており、南西部には、和歌山電鐵貴志川線が走っています。

市内には、紀の川市地域巡回バスと紀の川コミュニティバスが運行しており、地域の貴重な公共交通を担っています。

(エ) 経済的条件

本市は、年間の平均気温が約17℃と1年を通じて温暖で、日照時間が長く、温暖な気候と紀の川がもたらす肥沃な土壌があり、野菜、果物、花きなど多様な農作物の栽培に適していることから古くから農業が主要な産業となっています。

昭和50年代後半から企業誘致も行われ、産業別労働生産性では第2次産業の労働生産性（稼ぐ力）が全国平均よりも高くなっており、製造業で稼ぐ力が強い企業が多く立地しています。

従業者（市内で所得を得る人）1人当たりの雇用者所得は全国、県、人口同規模地域と比較して低い水準であり、就業者（市内に居住する人）1人当たりの就業者所得を下回っています。これは市外で働いたほうが高い所得を得られることを表しています。

消費面では、市民の消費額の 1 割以上が市外で支出されており、市内での消費の流出によって、市内の生産規模が縮小するという悪循環に陥っています。このため消費の流出を抑えることが市内経済の活性化に必要な方策であると言えます。

(2) 人口の推移と動向

本市の昭和35（1960）年以降の総人口の推移を見ると、平成12（2000）年の約7万人をピークに人口減少に転じ、平成27（2015）年までの15年間で7,451人減少（△10.6%）しています。昭和50（1975）年から平成27（2015）年までの40年間では、市全体で1,337人（2.2%）増加しているのに対し、過疎地域では、11,458人減少（△29.6%）となっており、市内の非過疎地域と過疎地域での人口推移が大きく異なっています。過疎地域では、昭和35（1960）年以降から人口減少の傾向が続いており、近年の少子化の影響以外の地理条件的、社会経済的な要因があったことをうかがわせます。

過疎地域の高齢者比率では、昭和50（1975）年に12.6%であったものが、平成27（2015）年には34.4%と、3人に1人以上が65歳以上になっており、高齢化の傾向が続いています。一

方過疎地域の年少人口比率では、昭和50（1975）年に20.6%であったものが、平成27（2015）年には10.5%と半減しており少子化の傾向も一段と大きくなっています。

6ページからの人口の見通しでは、過疎地域の人口は今後も大幅に減り続け、若年層の流出がさらなる少子化を招き、超高齢化社会が到来することが予想されます。

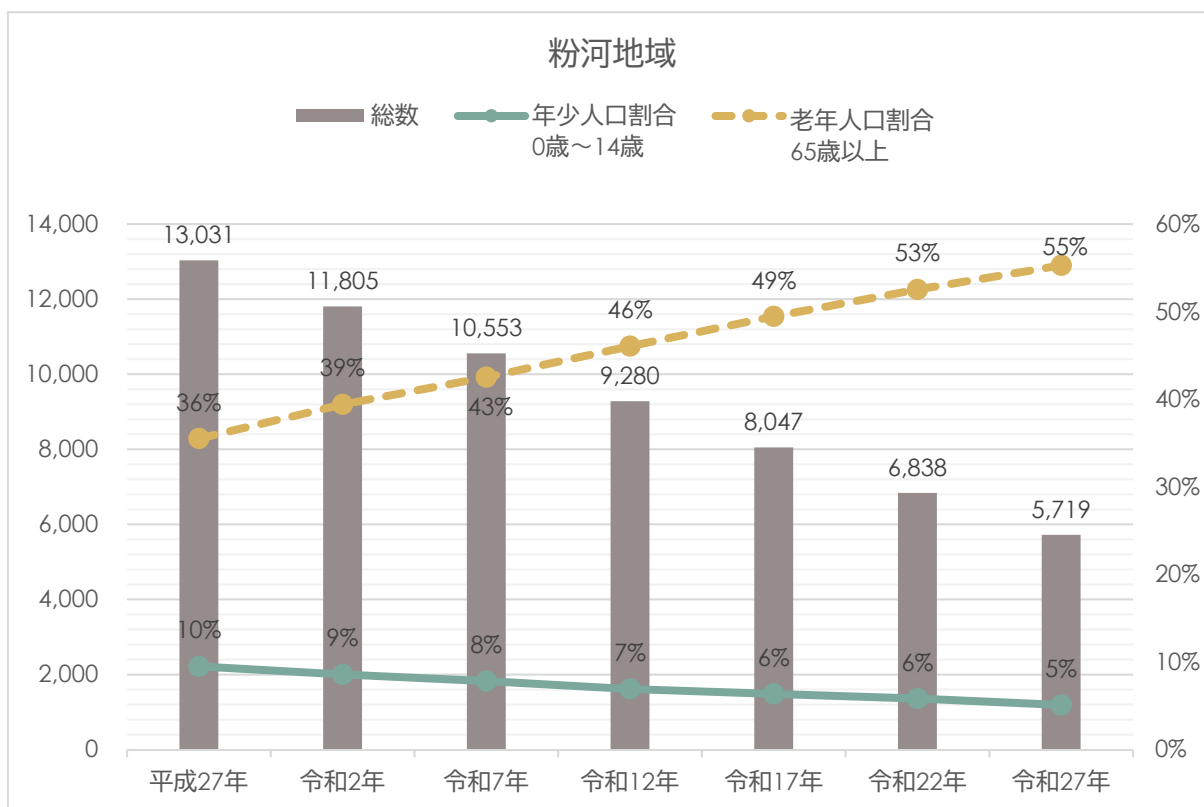
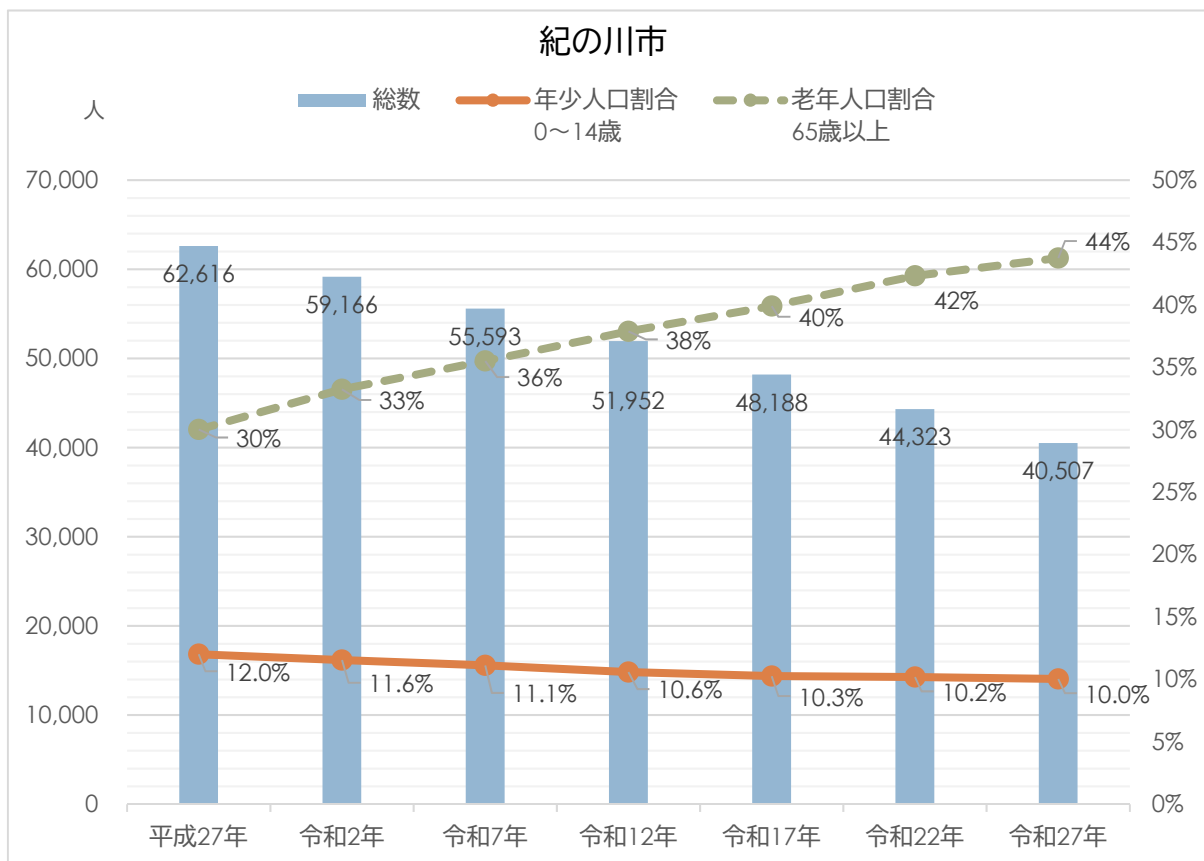
表1（1）人口の推移（国勢調査）

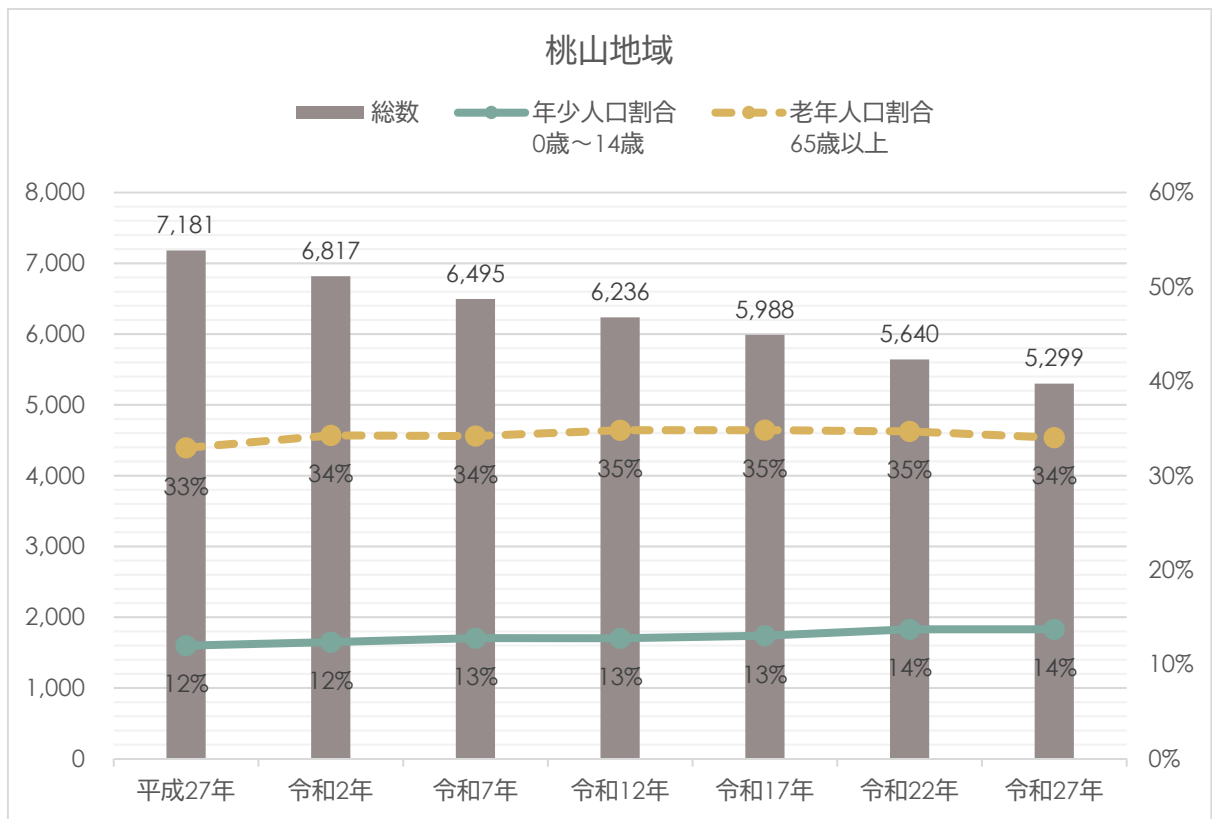
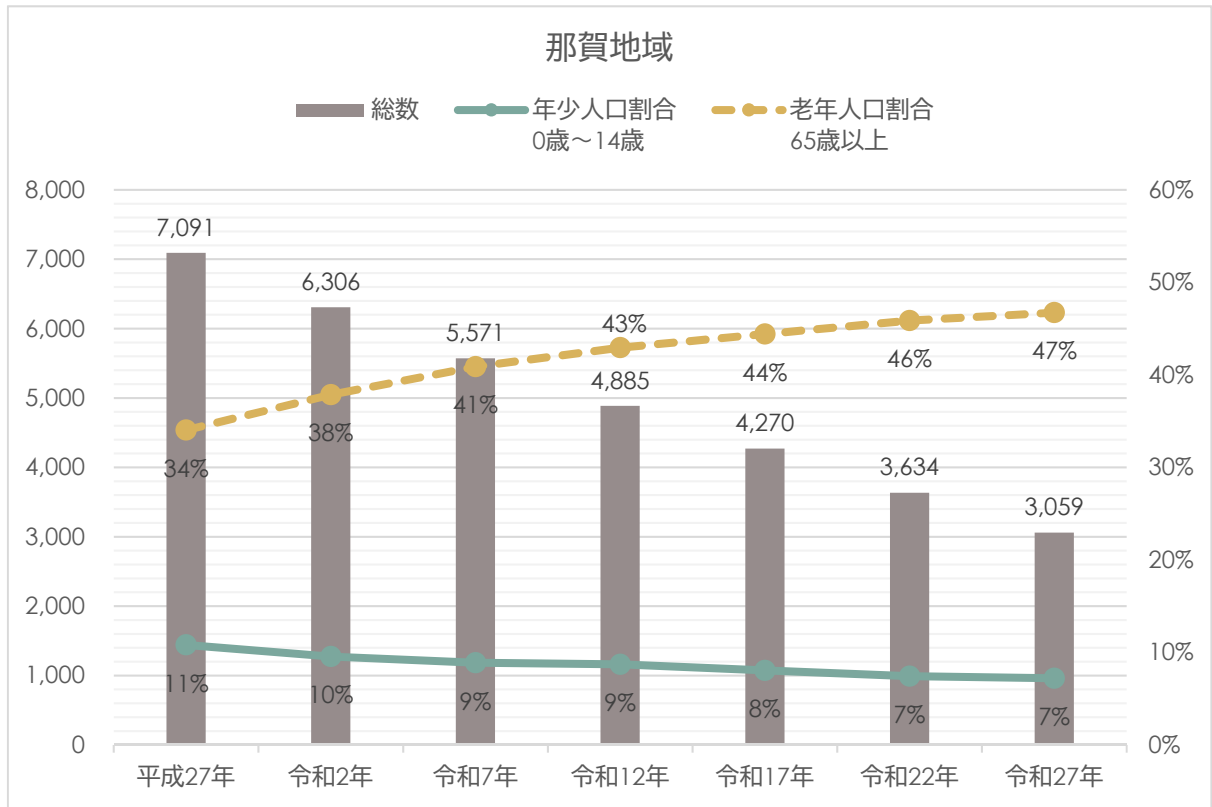
区分		昭和35年	昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数		人	人	%	人	%	人	%	人	%
	粉河地域	19,228	18,882	△ 1.8	17,094	△ 9.5	16,811	△ 1.7	16,171	△ 3.8
	那賀地域	11,343	10,422	△ 8.1	10,189	△ 2.2	9,705	△ 4.8	9,377	△ 3.4
	桃山地域	9,737	9,457	△ 2.9	9,176	△ 3.0	9,052	△ 1.4	8,574	△ 5.3
	計	40,308	38,761	△ 3.8	36,459	△ 5.9	35,568	△ 2.4	34,122	△ 4.1
	紀の川市	62,926	61,279	△ 2.6	62,218	1.5	64,431	3.6	65,126	1.1
0歳～14歳 (a)	粉河地域	5,228	3,993	△ 23.6	3,394	△ 15.0	3,145	△ 7.3	2,677	△ 14.9
	那賀地域	3,272	2,180	△ 33.4	2,121	△ 2.7	1,852	△ 12.7	1,675	△ 9.6
	桃山地域	2,747	1,824	△ 33.6	1,826	0.1	1,658	△ 9.2	1,368	△ 17.5
	計	11,247	7,997	△ 28.9	7,341	△ 8.2	6,655	△ 9.3	5,720	△ 14.0
	紀の川市	17,268	12,694	△ 26.5	13,086	3.1	13,083	0.0	11,933	△ 8.8
15歳～64歳	粉河地域	12,496	12,523	0.2	11,155	△ 10.9	10,933	△ 2.0	10,439	△ 4.5
	那賀地域	7,288	7,022	△ 3.6	6,701	△ 4.6	6,340	△ 5.4	6,069	△ 4.3
	桃山地域	6,150	6,323	2.8	6,115	△ 3.3	6,055	△ 1.0	5,605	△ 7.4
	計	25,934	25,868	△ 0.3	23,971	△ 7.3	23,328	△ 2.7	22,113	△ 5.2
	紀の川市	40,738	41,014	0.7	40,779	△ 0.6	42,052	3.1	42,515	1.1
65歳以上 (b)	粉河地域	1,504	2,366	57.3	2,545	7.6	2,733	7.4	3,052	11.7
	那賀地域	783	1,220	55.8	1,367	12.0	1,513	10.7	1,633	7.9
	桃山地域	840	1,310	56.0	1,235	△ 5.7	1,339	8.4	1,601	19.6
	計	3,127	4,896	56.6	5,147	5.1	5,585	8.5	6,286	12.6
	紀の川市	4,920	7,571	53.9	8,353	10.3	9,296	11.3	10,675	14.8
(a)/総数 年少人口比率		%	%	—	%	—	%	—	%	—
	粉河地域	27.2	21.1	—	19.9	—	18.7	—	16.6	—
	那賀地域	28.8	20.9	—	20.8	—	19.1	—	17.9	—
	桃山地域	28.2	19.3	—	19.9	—	18.3	—	16.0	—
	計	27.9	20.6	—	20.1	—	18.7	—	16.8	—
	紀の川市	27.4	20.7	—	21.0	—	20.3	—	18.3	—
(b)/総数 高齢者比率		%	%	—	%	—	%	—	%	—
	粉河地域	7.8	12.5	—	14.9	—	16.3	—	18.9	—
	那賀地域	6.9	11.7	—	13.4	—	15.6	—	17.4	—
	桃山地域	8.6	13.9	—	13.5	—	14.8	—	18.7	—
	計	7.8	12.6	—	14.1	—	15.7	—	18.4	—
	紀の川市	7.8	12.4	—	13.4	—	14.4	—	16.4	—

区分		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数		人	%	人	%	人	%	人	%
	粉河地域	17,016	5.2	16,918	△ 0.6	15,594	△ 7.8	14,260	△ 8.6
	那賀地域	9,103	△ 2.9	8,835	△ 2.9	8,347	△ 5.5	7,776	△ 6.8
	桃山地域	8,026	△ 6.4	8,041	0.2	7,879	△ 2.0	7,503	△ 4.8
	計	34,145	0.1	33,794	△ 1.0	31,820	△ 5.8	29,539	△ 7.2
0歳～14歳 (a)	紀の川市	68,802	5.6	70,067	1.8	67,862	△ 3.1	65,840	△ 3.0
	粉河地域	2,772	3.5	2,610	△ 5.8	2,127	△ 18.5	1,623	△ 23.7
	那賀地域	1,430	△ 14.6	1,138	△ 20.4	1,026	△ 9.8	896	△ 12.7
	桃山地域	1,212	△ 11.4	1,175	△ 3.1	1,082	△ 7.9	936	△ 13.5
	計	5,414	△ 5.3	4,923	△ 9.1	4,235	△ 14.0	3,455	△ 18.4
15歳～64歳	紀の川市	11,960	0.2	11,123	△ 7.0	9,749	△ 12.4	8,529	△ 12.5
	粉河地域	10,643	2.0	10,364	△ 2.6	9,204	△ 11.2	8,194	△ 11.0
	那賀地域	5,831	△ 3.9	5,503	△ 5.6	5,068	△ 7.9	4,534	△ 10.5
	桃山地域	5,099	△ 9.0	4,898	△ 3.9	4,741	△ 3.2	4,368	△ 7.9
	計	21,573	△ 2.4	20,765	△ 3.7	19,013	△ 8.4	17,096	△ 10.1
65歳以上 (b)	紀の川市	44,336	4.3	44,538	0.5	42,374	△ 4.9	40,197	△ 5.1
	粉河地域	3,554	16.4	3,944	11.0	4,246	7.7	4,433	4.4
	那賀地域	1,842	12.8	2,190	18.9	2,246	2.6	2,339	4.1
	桃山地域	1,715	7.1	1,968	14.8	2,056	4.5	2,192	6.6
	計	7,111	13.1	8,102	13.9	8,548	5.5	8,964	4.9
(a)/総数 年少人口比 率	紀の川市	12,459	16.7	14,351	15.2	15,674	9.2	16,953	8.2
	粉河地域	%	—	%	—	%	—	%	—
	那賀地域	16.3	—	15.4	—	13.6	—	11.4	—
	桃山地域	15.7	—	12.9	—	12.3	—	11.5	—
	計	15.1	—	14.6	—	13.7	—	12.5	—
(b)/総数 高齢者比率	紀の川市	17.4	—	15.9	—	14.4	—	13.0	—
	粉河地域	%	—	%	—	%	—	%	—
	那賀地域	20.9	—	23.3	—	27.2	—	31.1	—
	桃山地域	20.2	—	24.8	—	26.9	—	30.1	—
	計	21.4	—	24.5	—	26.1	—	29.2	—
紀の川市	20.8	—	24.0	—	26.9	—	30.3	—	
紀の川市	18.1	—	20.5	—	23.1	—	25.7	—	

区分		平成27年	
		実数	増減率
総数		人	%
	粉河地域	13,031	△ 8.6
	那賀地域	7,091	△ 8.8
	桃山地域	7,181	△ 4.3
	計	27,303	△ 7.6
0歳～14歳 (a)	粉河地域	1,235	△ 23.9
	那賀地域	764	△ 14.7
	桃山地域	860	△ 8.1
	計	2,859	△ 17.3
	紀の川市	7,526	△ 11.8
15歳～64歳	粉河地域	7,155	△ 12.7
	那賀地域	3,899	△ 14.0
	桃山地域	3,950	△ 9.6
	計	15,004	△ 12.2
	紀の川市	36,199	△ 9.9
65歳以上 (b)	粉河地域	4,621	4.2
	那賀地域	2,405	2.8
	桃山地域	2,363	7.8
	計	9,389	4.7
	紀の川市	18,663	10.1
(a)/総数 年少人口比 率		%	—
	粉河地域	9.5	—
	那賀地域	10.8	—
	桃山地域	12.0	—
	計	10.5	—
(b)/総数 高齢者比率		%	—
	粉河地域	35.5	—
	那賀地域	33.9	—
	桃山地域	32.9	—
	計	34.4	—
	紀の川市	29.8	—

表1 (2) 人口の見通し「紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和元年度改訂版)」





(3) 産業別人口の動向

本市の産業別人口を見てみると、昭和35(1960)年から平成27(2015)年までの55年間に第1次産業で12,411人減少し、第2次産業で423人、第3次産業で10,730人増加しました。一方、過疎地域においては、第1次産業で7,490人、第2次産業で1,107人、第3次産業で2,242人減少しており、市内の非過疎地域が産業構造の変化に伴い第2次産業、第3次産業の従事者が増えたのに対し、過疎地域では第2次産業、第3次産業に従事する人が域外に流出した可能性があります。

表2(1) 産業別人口(国勢調査)

区 分		昭和35年	昭和50年		昭和55年		昭和60年	
		実数 人	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %
総 数	粉河地域	9,881	9,279	△ 6.1	8,895	△ 4.1	8,506	△ 4.4
	那賀地域	5,245	4,808	△ 8.3	5,017	4.3	4,795	△ 4.4
	桃山地域	5,026	4,352	△ 13.4	4,403	1.2	4,564	3.7
	計	20,152	18,439	△ 8.5	18,315	△ 0.7	17,865	△ 2.5
	紀の川市	31,665	29,892	△ 5.6	31,193	4.4	32,026	2.7
第1次産業 就業人口 比率		%	%	—	%	—	%	—
	粉河地域	57.4	41.3	—	39.8	—	38.3	—
	那賀地域	45.5	31.5	—	30.9	—	30.1	—
	桃山地域	63.6	39.5	—	39.0	—	35.7	—
	計	55.9	38.3	—	37.2	—	35.5	—
第2次産業 就業人口 比率		%	%	—	%	—	%	—
	粉河地域	14.0	19.9	—	20.4	—	19.4	—
	那賀地域	22.3	23.1	—	23.3	—	21.7	—
	桃山地域	13.7	22.7	—	21.1	—	21.6	—
	計	16.1	21.4	—	21.4	—	20.6	—
第3次産業 就業人口 比率		%	%	—	%	—	%	—
	粉河地域	28.6	38.3	—	39.7	—	42.1	—
	那賀地域	32.2	45.0	—	45.7	—	48.1	—
	桃山地域	22.7	37.7	—	39.9	—	42.6	—
	計	28.1	39.9	—	41.4	—	43.9	—
分類不能 の 産業		%	%	—	%	—	%	—
	粉河地域	0	0.5	—	0.1	—	0.2	—
	那賀地域	0.1	0.4	—	0.0	—	0.0	—
	桃山地域	0.0	0.1	—	0.0	—	0.0	—
	計	0.0	0.4	—	0.1	—	0.1	—
	紀の川市	0.0	0.5	—	0.1	—	0.2	—

区 分		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
		実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %
総 数	粉河地域	8,453	△ 0.6	8,845	4.6	8,529	△ 3.6	8,161	△ 4.3
	那賀地域	4,643	△ 3.2	4,626	△ 0.4	4,475	△ 3.3	4,384	△ 2.0
	桃山地域	4,231	△ 7.3	4,124	△ 2.5	4,042	△ 2.0	4,065	0.6
	計	17,327	△ 3.0	17,595	1.5	17,046	△ 3.1	16,610	△ 2.6
	紀の川市	32,478	1.4	34,856	7.3	34,663	△ 0.6	34,241	△ 1.2
第1次産 業 就業人口 比率		%	—	%	—	%	—	%	—
	粉河地域	35.2	—	31.8	—	31.5	—	32.1	—
	那賀地域	25.6	—	25.3	—	24.2	—	25.4	—
	桃山地域	32.6	—	31.9	—	28.4	—	28.0	—
	計	32.0	—	30.1	—	28.9	—	29.3	—
紀の川市	25.7	—	22.9	—	21.0	—	20.9	—	
第2次産 業 就業人口 比率		%	—	%	—	%	—	%	—
	粉河地域	21.2	—	21.4	—	20.0	—	17.1	—
	那賀地域	23.6	—	22.3	—	22.2	—	19.3	—
	桃山地域	23.3	—	23.9	—	24.9	—	20.9	—
	計	22.4	—	22.2	—	21.8	—	18.6	—
紀の川市	25.7	—	25.7	—	25.2	—	22.1	—	
第3次産 業 就業人口 比率		%	—	%	—	%	—	%	—
	粉河地域	43.6	—	46.7	—	48.2	—	49.5	—
	那賀地域	50.7	—	52.1	—	53.5	—	54.5	—
	桃山地域	44.2	—	44.1	—	46.7	—	50.9	—
	計	45.6	—	47.5	—	49.2	—	51.2	—
紀の川市	48.5	—	51.3	—	53.6	—	56.1	—	
分類不能 の 産業		%	—	%	—	%	—	%	—
	粉河地域	0.0	—	0.1	—	0.3	—	1.3	—
	那賀地域	0.1	—	0.2	—	0.1	—	0.7	—
	桃山地域	0.0	—	0.1	—	0.1	—	0.3	—
	計	0.1	—	0.2	—	0.2	—	0.9	—
紀の川市	0.1	—	0.1	—	0.1	—	0.8	—	

区 分		平成22年		平成27年	
		実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %
総 数	粉河地域	7,176	△ 12.1	6,896	△ 3.9
	那賀地域	3,771	△ 14.0	3,580	△ 5.1
	桃山地域	3,556	△ 12.5	3,622	1.9
	計	14,503	△ 12.7	14,098	△ 2.8
	紀の川市	31,428	△ 8.2	31,096	△ 1.1
第1次産 業 就業人口 比率		%	—	%	—
	粉河地域	30.5	—	29.7	—
	那賀地域	25.4	—	23.2	—
	桃山地域	25.6	—	24.5	—
	計	28.0	—	26.7	—
第2次産 業 就業人口 比率		%	—	%	—
	粉河地域	16.4	—	13.8	—
	那賀地域	17.6	—	15.9	—
	桃山地域	19.7	—	17.0	—
	計	17.5	—	15.1	—
第3次産 業 就業人口 比率		%	—	%	—
	粉河地域	52.0	—	54.0	—
	那賀地域	55.9	—	58.7	—
	桃山地域	53.2	—	57.1	—
	計	53.3	—	56.0	—
分類不能 の 産業		%	—	%	—
	粉河地域	1.1	—	2.5	—
	那賀地域	1.1	—	2.2	—
	桃山地域	1.5	—	1.4	—
	計	1.2	—	2.2	—
	紀の川市	1.3	—	2.2	—

(4) 財政等の状況

本市の財政状況は表3(1)のとおりで、実質公債費比率、将来負担比率は着実に改善していますが、財政力指数が低下し続けているほか、経常収支比率についても高い水準にあり、財政構造は硬直化した状態が続いています。

今後の見通しについては、歳入面では人口減少や新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化等により自主財源の減少が予想される一方で、歳出面では、高齢化の進展による社会保障費や、公共施設等の維持管理や更新などに多額の経費が必要であり、ますます厳しい財政状況になっていくことが見込まれます。

このような状況を踏まえ、財政計画に基づき、将来負担の軽減を図り、財政基盤の強化に向け、財源の確保や歳出の削減に取り組む必要があります。

表3(1) 財政の状況

(単位：千円、%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	30,283,337	32,444,252	31,267,764
一般財源	18,380,601	19,271,203	19,208,761
国庫支出金	3,031,658	3,850,534	3,413,147
県支出金	1,640,695	1,909,854	2,357,143
地方債	3,185,200	4,244,400	3,164,600
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	4,045,183	3,168,261	3,124,113
歳出総額 B	29,398,047	31,622,354	29,909,476
義務的経費	13,274,599	14,484,430	13,745,424
投資的経費	3,424,844	4,694,639	4,026,951
うち普通建設事業	3,410,658	4,688,048	3,806,323
その他	12,698,604	12,443,285	12,137,101
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C(A-B)	885,290	821,898	1,358,288
翌年度へ繰越すべき財源 D	267,884	79,518	175,615
実質収支 C-D	617,406	742,380	1,182,673
財政力指数	0.49	0.43	0.39
公債費負担比率	18.3	21.5	18.6
実質公債費比率	11.5	12.0	7.2
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	87.1	93.2	92.7
将来負担比率	46.7	37.7	—
地方債現在高	32,915,345	35,457,946	27,563,827

表3（2）主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 道						
改良率（％）	粉河地域	-	-	-	27.2	33.9
	那賀地域	-	-	-	25.1	33.0
	桃山地域	-	-	-	43.9	45.6
	計	-	-	-	31.9	37.2
	紀の川市	-	-	-	39.1	43.5
舗装率（％）	粉河地域	-	-	-	89.9	91.4
	那賀地域	-	-	-	94.2	94.8
	桃山地域	-	-	-	89.7	90.0
	計	-	-	-	90.9	91.8
	紀の川市	-	-	-	90.6	92.2
農道延長（m）	紀の川市	-	-	-	288,524	274,820
耕地1haあたりの農道 延長（m）	紀の川市	-	-	-	60.0	57.1
林道延長（m）	粉河地域	28,096	28,980	30,668	30,668	30,668
	那賀地域	7,182	8,069	7,284	7,284	7,284
	桃山地域	169	1,658	1,658	1,658	1,658
	計	35,447	38,707	39,610	39,610	39,610
	紀の川市	38,105	43,064	48,041	48,041	48,041
林野1haあたり林道延 長（m）	紀の川市	3.5	4.0	4.4	4.5	4.5
水道普及率（％）	粉河地域	-	-	-	81.7	83.0
	那賀地域	-	-	-	98.0	97.7
	桃山地域	-	-	-	94.6	94.0
	計	-	-	-	89.3	89.8
	紀の川市	-	-	-	93.8	94.9
水洗化率（％）	紀の川市	-	-	21.2	43.8	69.6
人口千人あたり病 院、診療所の病床数 （床）	紀の川市	8.7	10.2	11.5	11.2	11.8

※統計数値が不明である場合には「 - 」で表示しています。

※令和元年度の耕地面積、林野面積は2015年農林業センサスの数値を用いています。

(5) 地域の持続的発展の基本方針

本市では、第2次紀の川市長期総合計画（以下、「総合計画」という。）において、美しい自然環境や全国有数の生産量を誇る果物をはじめとした豊富な農作物に加え、長年にわたり培われてきた歴史・文化、貴重な地域資源をふんだんに生かした産業などの優れた魅力を積極的に生かし、「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」を本市の将来像とし、さまざまな施策を進めてきました。

また、令和3（2021）年3月には第2期紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）を策定し、人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現を目指し、次の4つを基本目標として掲げています。

- 基本目標1 地域の特性を活かして地域の稼ぐ力を高め、所得の循環構造形成を実現する
- 基本目標2 紀の川市へのひとの流れをつくる
- 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 誰もが活躍でき、安全で安心して暮らしつづけることができる住みよいまちをつくる

これらの基本目標は、紀の川市全体として目指すべき方向性であり、将来に向かって活力を維持するために最も必要な視点であると考えています。

こうした中で、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3（2021）年4月に施行され、本市の粉河地域、那賀地域、桃山地域が新たに過疎地域として指定されました。

主要な通勤先である大阪府や和歌山市へのアクセスが比較的良い打田地域、貴志川地域に比べ、今回過疎に指定された地域は、人口減少の傾向が顕著になっています。今後、人口の減少、少子高齢化の進展、公共施設やインフラ施設の老朽化などの影響で、過疎地域の住民の生活を支えるさまざまなサービスの持続可能性に影響が生じることが懸念されています。

本市は、総合計画や総合戦略の目標を踏まえ、今後、過疎地域が持続的に発展していくための基本的な方針を次のとおり定め、過疎地域においても将来にわたって安心して暮らし続けることのできる地域社会の形成を推進する過疎対策を実施します。

基本方針① 誰もが安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築する

過疎地域の住民が、安心して暮らし続けることができるように、高齢者福祉の向上、地域医療の確保や教育の振興、買い物環境の確保、地域公共交通の確保といった課題に対し、過疎地域の地域特性に応じた施策を講じていきます。

基本方針② 過疎地域の利便性を高める

過疎地域の地理的・社会的条件の不利性を補うため、道路整備や情報通信基盤等のインフラの整備、IoT・ICTなどの革新的技術の活用による生活サービスの確保を行います。

基本方針③ 地域の特性を生かし、多様な人材を活用する

過疎地域の豊かな自然や農林産品、景観、地域文化など魅力あふれる地域資源を生かした発展を目指します。また、過疎地域において問題となる人材の不足に対応するため、移住・定住人口とともに関係人口の増加や人材育成に着目し、地域活性化の担い手となる人材の確保を行います。

(6) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のための基本目標を次のように定めます。

	指標	基準値 (R2/2020年度)	数値目標 (R7/2025年度)
人口に関する目標	社会増減数	△168人	0人
財政力に関する目標	市民一人当たり 課税対象所得	116.5万円/人	127.0万円/人

(7) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の各事業の取組内容や指標の達成状況については、総合計画において行われる評価（施策評価、事務事業評価、市民意識調査）を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進捗管理と効果検証を行い、毎年ホームページ等で公表します。

(8) 計画期間

計画の期間は、令和3（2021）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの5年間とします。

(9) 公共施設総合管理計画との整合

①公共施設マネジメント基本方針

公共施設マネジメント計画においては、人口減少や財政状況の悪化が予想されるなかで、市民等が安全安心かつ快適に施設を利用できる環境を維持しながら、健全な施設運営や将来の施設更新等を円滑に進めていくため、以下の基本方針を定めています。

○公共建築物

1)施設保有総量（総延床面積）の縮減

・原則として公共施設の新規整備は行わず、将来に必要となる機能をできる限り維持しながら、施設の更新等に係る将来コストの縮減・適正化を図るため、施設保有量縮減の数値目標を定めます。

2)総合的、分野横断的な視点に基づく施設再編の実施

・保有量の縮減を図るにあたり、様々な役割・機能を有する施設を総合的に把握し、分野横断的な連携のもと、施設の再編による保有量の最適化に取り組みます。

3)計画的な保全による長寿命化

・今後も保有していく施設については、将来にわたる有効活用や計画的な保全による長寿命化を図ります。

4)効率的・効果的な維持管理・運営

・民間委託や指定管理者制度の活用、地域協働等のもと、公共施設の効果的、効率的な維持管理・運営を推進します。

○インフラ資産

1)計画的な維持管理の推進

・長期間にわたり施設を維持し、その機能が十分に発揮されるべく、種別ごとの保全計画（長寿命化計画等）を策定し、施設規模や整備内容の最適化に取り組みます。

・施設の定期的な点検、診断等により劣化状況等を随時把握するとともに、調査データの蓄積等に基づく計画的な維持管理・保全に努めます。

2)将来負担コストの縮減と財政負担の平準化

・予防保全の考え方に基づく維持管理、修繕、更新等を進め、将来負担コストの縮減と財政負担の平準化を行い、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

・施設の性質や重要度等に応じて整備水準を定めるとともに、予防保全、事後保全、観察保全等の維持管理手法を組み合わせることで、効果的・効率的な維持管理を進めます。

本計画における全ての公共施設の整備や維持・管理などについては、公共施設マネジメント計画に定めるこれらの基本方針と整合性を図り、必要な事業を適正に実施します。

②施設類型ごとのマネジメントの方向性

(令和4年3月「紀の川市公共施設マネジメント計画」から抜粋)

施設類型		取組手法等	取組の方向性	
官公署	庁舎等	拠点施設として複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎、支所、出張所については、地域の拠点的功能を有する施設として、引き続き行政サービスの向上や作業の効率化に配慮しつつ、これまでのあり方を再検討し、周辺公共施設（市民文化・社会教育施設、保健福祉施設等）との複合化を含めた規模の適正化や適正配置を検討する。 ・今後保有を図る施設について、耐震対策等を進め、地域の安全安心の拠点として維持を図る。 	
		用途転換・複合化、保有形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・支所、出張所及びその他事務所については、地域ニーズを踏まえ、これまでのあり方を見直し、用途の転用や機能の複合化、また民間施設の賃借など保有形態の見直しを検討する。 	
		民活等による施設運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機能の維持にかかるトータルコストの縮減及び市民サービスの向上を目指し、窓口業務等における事務の効率化や業務の民間機関への委託等の施設維持管理、運営のあり方について総合的な見直しを進める。 	
		省エネ・環境配慮対応等による維持管理費用の圧縮	<ul style="list-style-type: none"> ・今後保有を図る施設について計画的な保全を進め、建替え・改修の際に省エネ・低炭素等の環境配慮型への対応を実施し、施設の維持管理費用の圧縮を図る。 	
市民文化・社会教育施設	集会施設	集約化・複合化、保有形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働率の低い施設については、周辺の公民館等の類似施設との統合や拠点となる公共施設内への併設などの集約化・複合化、また施設の地元自治会等への移管を検討し、効率的な施設運営のあり方について見直しを進める。 	
		文化施設	統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設は、市の保有する施設として比較的規模が大きく、将来の建替え・改修費用が多額となることが予想され、また保有する施設はともに機能が重複していることから、現在の稼働状況及び将来の利用ニーズ等を勘案しながら、将来的な施設統合を検討する。
	図書館	施設の有効活用、効果的・効率的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・河北図書館と河南図書館の2館に統合したが、図書館利用についてのアンケート結果では、各図書館から離れた粉河、那賀、桃山地域の利用者の減少が顕著になっている。このことから、移動図書館の運営など利用の減少が見られる地域へのサービスを重点的に模索し、市内全域における読書活動の推進を図る。 	
		広域連携の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・施設総量の縮減及び市民サービスの向上の観点から、周辺自治体における図書館施設との機能連携及び相互利用の可能性について検討する。 	
	社会教育施設	拠点施設として集約化・複合化	施設の有効活用、効果的・効率的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等について、現在の配置状況を維持しながら、周辺の稼働率が低い集会機能を有する施設等との集約化や複合化にあたっての拠点施設としての利活用を検討し、地域の利便性向上と施設総量の縮減の両立を図る。 ・文化財施設等について、文化財の確実な保存を基本として、維持管理コストの縮減及び地域と連携した企画展示やイベント実施等の施設を有効活用した利用者サービスの向上に努め、入場者増加のもと効果的、効率的な施設運営を図る。
			集約化・複合化、保有形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館分館及びコミュニティセンター、集会所等について、稼働率が低く老朽化が進んだ施設については、周辺の集会機能を有する施設等との集約化や複合化により施設総量の縮減を図る。 ・機能を見直した上で、地元自治会等への移管を検討し、効率的な施設運営のあり方について見直しを進める。

施設類型		取組手法等	取組の方向性
学校教育施設	小学校・中学校	拠点施設として余裕スペースの有効活用、多機能化	・将来の市内の児童・生徒数減少を勘案した場合、今後空き教室、余裕スペースが増加することが見込まれることから、時代に即した学校教育環境を維持することを基本に、余裕スペースの有効活用を検討し、地域のシンボルとなる拠点施設としての活用を視野に、他の施設との複合化を図る。
		統廃合	・施設の適切な保全とよりよい学校教育環境の維持の両立を図るため、児童・生徒数が過小となることが確実な施設については、地域の状況を勘案した上で、学校施設の再編や小中学校の統合等を進め、施設総量の縮減を図る。
		省エネ・環境配慮対応等による維持管理費用の圧縮	・今後保有を図る施設について、校舎等の建替え・改修の際に省エネ・低炭素等の環境配慮型への対応を実施し、施設の維持管理費用の圧縮を図る。
	その他教育施設 (給食センター)	施設機能の見直しによる有効活用	・現状、施設の維持を基本としつつ、将来の人口構成の変化を背景とした高齢者向け配食など新たな需要に対応すべく、時代に即した有効活用を図る。
		集約化・複合化	・将来の建て替え、改修に際して、需要の変化等を前提に施設の適正規模を再検討し、必要に応じて他の施設との集約化や複合化により施設総量の縮減を図る。
		民活導入等による施設運営の効率化	・給食センターとして必要十分なサービスの量と質を確保するとともに、人件費をはじめとする維持管理、運営コストの圧縮を図るため、民間委託を含む効率的な管理運営を推進する。
子育て支援施設	保育所	民間施設との連携を含めた集約化・複合化	・地域の利用ニーズ及び民間施設の立地状況や意向を踏まえた適正配置の検討のもと、地域の特性に応じた効果的な保育サービスを提供することを前提に、施設の統廃合による施設総量の縮減を図る。 ・人口減少の進展により、将来児童数が過小となることが確実な施設については、市民文化・社会教育施設など他の公共施設との複合化を検討する。
		運営の見直し	・公立保育所として維持する施設については、対象児童数の将来見込みや家庭のニーズ等を考慮し、運営形態の見直しを図るなど、地域の特性に応じた保育サービスの提供に務める。
	学童保育施設	民活導入等による施設運営の効率化	・今後保有する施設については、対象児童数の将来見込みや家庭ニーズ等を考慮し、民間機関への委託を含めた施設運営のあり方について総合的な見直しを検討する。
		集約化・複合化	・現在単独の建物として保有している施設や、今後移設等を予定する施設については、学校施設の余裕スペース等を活用し、学校施設との複合化（併設）による施設総量の縮減を図る。
	児童館	集約化・複合化、保有形態の見直し	・稼働率が低く老朽化が進んだ施設については、集約化や市民文化・社会教育施設など他の公共施設との複合化により施設総量の縮減を図る。また閉館についても検討を進める。 ・機能を見直した上で、地元自治会等への移管を検討し、効率的な施設運営のあり方について見直しを進める。
		運営の見直し	・維持を図る施設については、必要なサービス水準の確保とコストのバランスを考慮し、効率的な管理運営を図る。
保健福祉・医療施設	保健施設	複合化	・老朽化が進んだ施設については、庁舎など他の公共施設との複合化により施設総量の縮減を図る。
		運営の見直し	・維持を図る施設については、必要なサービス水準の確保とコストのバランスを考慮し、効率的な管理運営を図る。
	福祉施設	集約化・複合化、保有形態の見直し	・稼働率が低い施設については、集約化や市民文化・社会教育施設など他の公共施設との複合化により施設総量の縮減を図る。 ・機能を見直した上で、地元自治会等への移管を検討し、効率的な施設運営のあり方について見直しを進める。
		運営の見直し	・維持を図る施設については、地域ニーズに応じたサービスの確保とコストのバランスを考慮し、規模の縮小や民間譲渡等を含む効率的な管理運営を検討する。 ・隣保館（古和田会館・井阪文化会館）については、当面現在の配置状況を維持しながら、社会情勢の変化や利用ニーズの変化を十分に考慮し、効率的な運営を図るとともに、利用率の向上に努める。
	診療所	機能・運営の見直し	・公的医療機関としての役割を踏まえ、地域ニーズに応じた施設の機能、設備等の見直しを検討する。 ・地域ニーズ等に対応した施設として、改修や建替え時における適切な施設規模の確保や他の公共施設との複合化等を検討した上で、必要十分な医療サービスの提供に務める。

施設類型		取組手法等	取組の方向性
スポーツレクリエーション施設	スポーツ施設	集約化・複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設については、利用状況及び全市的な施設の配置バランス等を踏まえ、施設総量の縮減を原則とした施設更新を検討する。 ・体育館については、施設更新のタイミングに合わせて、学校施設の体育館等との共有化を検討する。
		運営の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・維持を図る施設については、指定管理者の導入等を含む効率的な管理運営を検討する。 ・稼働率が低い施設については、他の施設との連携を含めて、サービスの量と質の見直しを図り、利用者増加に務める。 ・受益者負担の原則から、利用者料金の見直しを検討する。
		広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・施設総量の縮減及び市民サービスの向上の観点から、周辺自治体におけるスポーツ施設との機能連携及び相互利用の可能性について検討する。
	レクリエーション施設	規模の縮小、廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設については、建替え時において規模を縮小するなど、利用ニーズに応じたサービス水準の適正化を図る。 ・利用が明らかに少ない施設については、廃止を検討する。
		運営の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・維持を図る施設については、指定管理者による運営を基本とし、効率的な管理運営を一層推進する。 ・受益者負担の原則から、利用者料金の見直しを検討する。
		広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・施設総量の縮減及び市民サービスの向上の観点から、周辺自治体におけるレクリエーション施設との機能連携及び相互利用の可能性について検討する。
産業施設	産業施設	集約化、廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んだ施設については、利用状況及び地域の今後の利用ニーズ等を踏まえ、機能が重複する施設との集約化により施設総量の縮減を図る。 ・利用が明らかに少ない施設について廃止を検討する。
		機能の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な建物性能にある施設についても、利用状況及び施設の設置目的を踏まえ、地域ニーズに応じた施設の機能、設備等を見直しを検討する。
		保有形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会等に管理を委託している施設について、地域の意向を考慮し機能を見直した上で施設の譲渡を図り、施設総量の縮減を図る。
		運営の見直し、広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・維持を図る施設については、指定管理者による運営を基本とし、効率的な管理運営を一層推進する。 ・利用者増加及びサービス向上の観点から、周辺自治体における観光施設や物産販売所等との機能連携及び相互利用の可能性について検討する。
その他施設		計画的な保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を踏まえ、建物性能及び稼働状況、施設の配置状況及び代替施設の活用可能性等に基づき、中長期的な施設の方向性（統廃合・維持等）を検討する。 ・維持を図る施設については、計画的な保全（長寿命化）を推進し、効率的な管理運営のもとライフサイクルコストの縮減を図る。
		保有形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・旧白水園の施設については施設の譲渡を含めて再配置の検討を行い、施設総量の縮減を図る。
		廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・供給処理施設については、収集事務所の新設に伴い、現施設については転用又は廃止する。

施設類型		取組の方向性
道路・橋梁	道路	道路については、定期的・計画的な点検の実施により、劣化状況の確認及び重大な破損等の早期発見に努め、路線の重要度や破損状況に応じた事後保全、経過保全の適切な組み合わせによる効果的・効率的な維持管理を推進します。
	橋梁	市が管理する全ての橋りょうについては、「紀の川市橋梁個別施設計画」に基づく計画的かつ予防的な対策に取り組むとともに、定期的な点検の実施により破損箇所等の早期発見、修繕に努め、維持管理費用の平準化及び長寿命化によるコストの縮減を図ります。
上水道・下水道・農業集落排水	上水道	上水道施設については、「水道事業基本計画（平成29年3月）」に基づき、管路及び水道施設の定期的・計画的調査の実施及び施設の重要度や劣化状況に応じた効果的・効率的な維持管理を推進します。
	下水道	下水道施設については、「紀の川市公共下水道ストックマネジメント計画（令和2年2月）」に基づき、下水道事業を効果的・効率的に実施・継続するための仕組みを構築し、公営企業会計の導入、経営戦略の策定など、建設費用の標準化及び資産の適切な維持管理による経営の健全化を目指します。
	農業集落排水	農業集落排水施設については、「農業集落排水処理施設最適整備構想（平成30年3月）」に基づき、定期的な点検を行い、対策時期の最適化を図ります。
都市公園	都市公園	都市公園施設については、「紀の川市公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全及び事後保全による効果的、効率的な維持管理を推進します。
その他施設	その他施設	排水機場については、定期点検、保守、修理の計画的かつ継続的な取組による効果的、効率的な維持管理及び施設の延命化を図ります。

（10）SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づく取組の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

SDGsの理念については、本計画の基本方針等と重なるものであり、本計画を推進することで、SDGsに基づく取組を推進することにつながります。

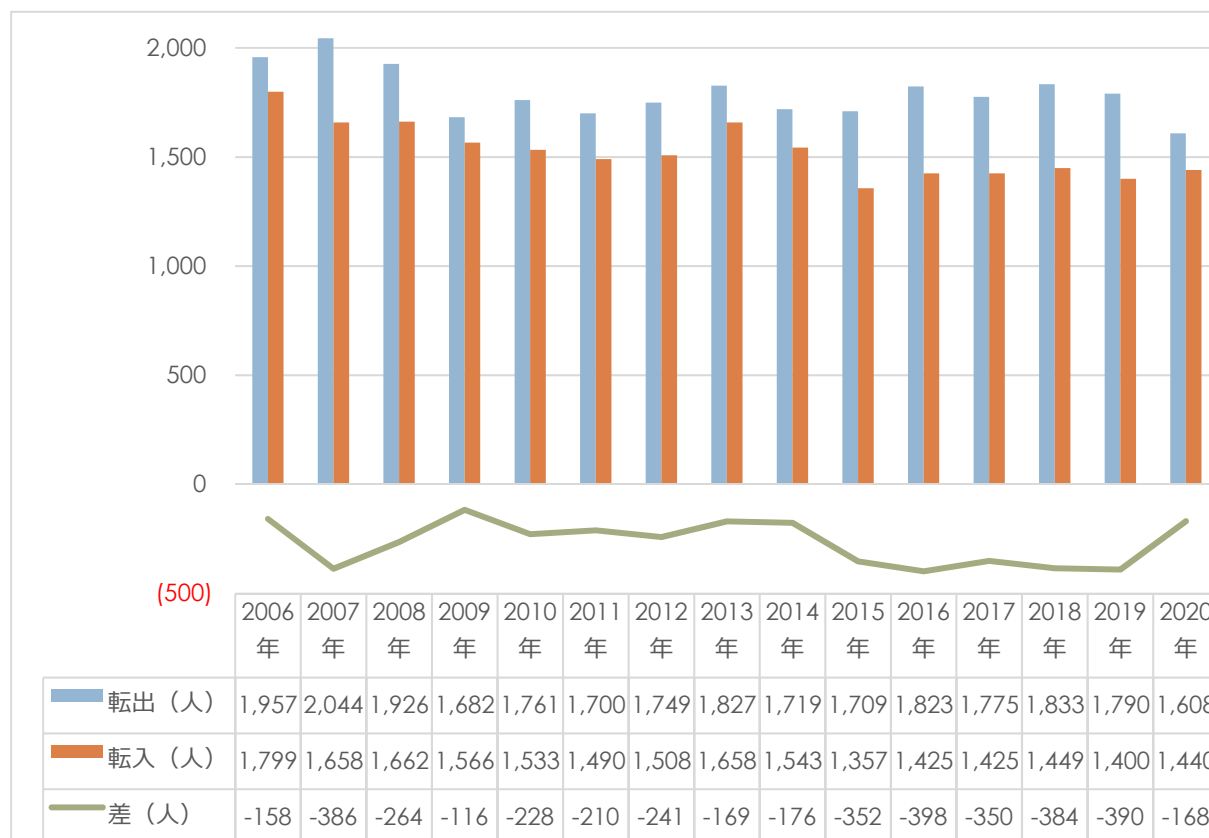
本計画においては、取組の分野ごとにSDGsの目標を関連づけ、SDGs推進に取り組むこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(1) 現況と問題点

人口の社会動態（転入・転出）に関する動向



都市と地方の格差、地方から都市への人口流出の拡大に歯止めがかからず、今後の地方における労働力や地域を支える人材の確保、育成は喫緊の課題になっています。そのため、持続的かつ活力ある地域社会の実現には、地方の人材確保、育成がとりわけ重要です。

本市の平成 18 (2006) 年から令和 2 (2020) 年までの 15 年間の人口の社会動態は、毎年転出者数が転入者数を上回っています。特に若年世代の人口減少が顕著であり、進学・就職を契機とした人口流出に歯止めがきかない状況です。

今後、転出抑制のために、働く場の創出や子育て環境の整備を行っていく必要がある一方で、移住・定住推進に向けた取組を推進することで転入者の増加を目指す必要があります。

ただし、他地域に仕事や生活の基盤を持つ人が、すぐに移住することは困難なため、地域と連携した段階的な移住・交流の支援体制を整えることが重要です。また、移住者に求められるような地域の魅力や価値を、発掘・発信できる体制・仕組みの整備や、地域外の人と地域をつなぐ中間支援機能の役割を果たす地域づくりの担い手の育成が不可欠です。

(2) その対策

○市内に居住しようとする若年層の住宅取得に対する支援や大学等の奨学金返還者の就労初期における経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。

○本市を移住希望地として選んでもらえるように、それぞれのライフステージに応じた多様な交流の機会を増やします。そのため、移住者に地域を知ってもらい、つながりを持ってもらう機会を創出するため、滞在拠点として多地域居住用住宅等の整備を検討します。

○過疎地域において、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大を図り、地域の伝統的な活動や地域づくりの担い手として活動することを継続的に支援します。

○空き家所有者の利用意向調査を進めるとともに、空き家の流通及び利活用を促進します。

○地域内において、コーディネート機能・プロデュース機能を発揮できる自立した中間支援機能が不可欠であるため、地域における人材・団体等の育成に係る支援を行います。

○地域内外から参加者を募集し、過疎地域における課題の解決に実践的に取り組むことで、地域の担い手となる人材育成を図ります。

○ふるさと納税制度等を活用し、過疎地域における事業への賛同を求めるなど、外部からの継続的な支援を得られる仕組みを構築します。

(3) 計画

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成について、事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		移住・定住推進事業	市	【具体的な事業内容】 移住に関する相談や情報の提供 【事業の必要性】 移住・定住の推進 【見込まれる事業効果】 地域の特性を生かし、多様な人材を活用
		若者定住促進住宅取得奨励事業	市	【具体的な事業内容】 市内で住宅を取得する若年層に奨励金を交付 【事業の必要性】 若年層の定住促進 【見込まれる事業効果】 地域の特性を生かし、多様な人材を活用
		奨学金返還支援事業	市	【具体的な事業内容】 奨学金返還金の一部を助成 【事業の必要性】 若年層の定住促進 【見込まれる事業効果】 地域の特性を生かし、多様な人材を活用



(1) 現況と問題点

①農業

本市の農用地の多くは田畑であり、水田は汎用田として水稲、野菜、施設野菜、花き、花木と幅広く活用されており、畑は樹園地として柑橘類、柿、キウイフルーツ、イチジクなどの落葉果樹が盛んに栽培されています。

本市の基幹的農業従事者数は 4,088 人で、5 年前より 771 人（15.8%）減少しています。基幹的農業従事者の平均年齢は 67.8 歳であり、5 年前より 1 歳上昇しています。（出典：2020 年農林業センサス）今後ますます農業者の高齢化と後継者不足等の理由により農業者が減少していくことが予想されています。

また、農業者の高齢化や鳥獣被害などにより、農地、農業用水、ため池などの適切な保全管理が困難となり、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加し、農業・農村の有する多面的機能が失われつつあります。

さらに、本市には農業用水確保のため、多くのため池があり、老朽化や劣化の進行、農業者の減少・高齢化等による管理組織の弱体化などにより、豪雨、地震時に大規模な被害の発生が危惧されています。そのため、防災重点農業用ため池として指定された 309 か所（うち過疎地域内 149 か所）について、集中的かつ計画的に防災工事等を実施していく必要があります。

②林業

本市の森林のうち 53%（5,497ha）が人工林であり、また 9 齢級以上の人工林が、89%を占めています。森林の有する多面的機能を継続的に維持、発揮していくために、適切な森林整備を行っていく必要があります。林業従事者が大幅に減少するなかで、森林施業の集約化による低コスト林業の推進が課題となっています。

③工業・企業誘致

本市における工業事業所数（従業者4人以上）は、126 事業所で従業者数は 4,324 人です。産業構成比率は、繊維工業、金属製品製造業が全体の上位を占め、次いで生産用機械器具製造の順に多くなっています。（出典：2019 年工業統計調査）

本市の全産業の労働生産性を見ると、全国、県、人口同規模地域のいずれと比較しても低いものの、産業別には、人口同規模地域と比較すると第2次産業では高い水準となっています。（出典：紀の川市地域経済循環分析 2013年版）

市町村合併前から積極的に行ってきた企業誘致施策により、過疎地域にある工業団地にも企業が集積し、市内の産業を支えています。しかし、近年、北勢田第2工業団地が完売し、事業用地が不足しています。また、人口減少により、企業が希望する雇用者を確保できない状況であり、人材確保のため外国人雇用を活用する企業が増加しています。

④起業の促進

本市では、創業セミナーを開催し、経営、財務、人材育成、販路開拓など起業に必要な知識を習得できるよう支援しています。また、創業セミナーを受講した方を対象に、市内での起業を促進し、商工業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的として、起業にかかる経費の一部を支援する制度を実施しています。ただし、創業セミナーの受講者が比較的少ない年もあることや、起業のニーズが低い地域があることが課題となっています。

また、歴史的な建造物が多くある粉河地域、那賀地域の中心地の空洞化が進んでいます。起業による地域の活性化に必要な空き店舗の情報の集約を行い、利活用について検討していく必要があります。

⑤商業の振興

本市の商業については、平成16（2004）年には809事業所（うち卸売93事業所、小売716事業所）であったものが、平成28（2016）年には510事業所（うち卸売92事業所、小売418事業所）と全体で37%減少しています。特に小売の事業所では、42%も減少しています。（出典：商業統計、経済センサスー活動調査）

経営主体は、個人経営が大部分を占めており、人口減少や経営者の高齢化、市外への消費の流出によって経営が難しくなっており、特に過疎地域では経営環境が厳しくなっていくことが予想されます。このまま過疎地域で商業機能が低下すると、日常の買い物が困難になるなど過疎地域での暮らしの利便性が損なわれることが懸念されています。

⑥情報通信産業の振興

本市では、情報通信・情報サービス業等の誘致を推進していますが、企業側のニーズ把握が不十分なため、誘致に至っていません。

⑦観光の振興

本市には、豊かな自然や多彩なフルーツ、貴重な歴史・文化遺産があり、ねこの駅長で有名になった和歌山電鐵貴志駅や日本有数の規模を誇る農産物直売施設めっけもん広場などに、

毎年多くの観光客が訪れています。ただし、観光客のほとんどが車を利用して来訪しており、日帰り客を中心とした通過型観光地になっています。このため、少しでも他の場所を訪問してもらい滞在時間を延長することで観光客の地域内での消費額を増加させる必要があります。

また、近年のアウトドアレジャー志向の高まりに対応して、豊かな自然を生かしたキャンプやハイキングを楽しんでもらえるような取組が必要であるとともに、各種活動団体との連携によるスポーツ体験、生活文化体験や農林業体験などを通じて、新たな観光交流人口や関係人口の増加を目指す必要があります。

(2) その対策

①農業

○就農者の増加に向けて、新規就農者の受入体制整備や担い手の育成に向けた支援、親元就農への支援等を行っています。また、儲かる農業を目指し、市農産物の認知度向上や6次産業化への支援等も行っており、引き続きこれらの取組を行っていきます。

○農業の効率化、生産安定による経営の安定、担い手の確保、耕作放棄地化の防止、地域農業の活性化につなげるため、農作業の効率性を考慮したほ場整備を行っていきます。

○スマート農業の導入を推進します。中山間地域での農作業や、重量野菜等の収穫の際などに、ロボット技術やICTを活用して生産性の向上を図り、経営規模の拡大を目指します。

○防災重点農業用ため池について、決壊による災害から市民の生命及び財産を保護するため、集中的かつ計画的に防災工事等を推進します。

②林業

○令和元（2019）年度から新しく森林経営管理制度が創設されたことに伴い、森林所有者による森林経営計画の策定を通じて施業を促しつつ、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、その適切な運用を通じて森林整備を推進します。

③工業・企業誘致

○総合戦略の基本目標のひとつにもあるように、本市では地域の特性を活かした産業振興に取り組むことで地域経済の活性化を図り、雇用を拡大・創出するとともに、能力を発揮してやりがいと得られる地場産業の魅力を積極的にアピールし、若い世代を中心に幅広い世代が生涯安心して暮らすことのできる就業環境を確保・創出することを目指しています。

○本市では、市外からの企業の新規進出や市内企業の投資拡大に対し、奨励金・税制優遇制度や事業用地の確保等により支援することで企業投資を促し、地元での安定した雇用機会を確保するよう取り組んでいます。今後も地域の得意な産業を中心に産業間のサプライチェーンが域内で構築され、産業クラスターが形成されるように、さらなる支援策を講じていきます。

○市内企業の認知度向上を図り、市外への労働人口の流出を防ぎます。和歌山労働局と雇用対策協定を締結し、就職希望者に市内企業を紹介し市外からの労働人口の確保と、市内への定着を目指します。

④起業の促進

○本市の起業支援策について、市外にも積極的に周知を行い、市内での起業につなげていきます。また、過疎地域で増加している空き店舗等の遊休資源を新たなビジネスの場として活用できるような取組を推進していきます。

⑤商業の振興

○市内の商工会が実施する経営改善指導や地域振興につながる事業の支援を行うとともに、市内商店の消費喚起と市外への消費の流出の防止を図る取り組みを行っていきます。

○豊かな農作物など地域資源を活用した産業の活性化を支援するため、農商工観の連携強化を図り、一体的な産業振興対策に取り組めます。

⑥情報通信産業の振興

○今後、企業のニーズ調査と検証による効果的なマッチングを図っていきます。

⑦観光の振興

○観光客の滞在時間を延長するために、「観る」「買う」だけでなく、「行動」し、「楽しんで」もらうため、本市の地域資源を活用した新たな観光商品開発等に取り組めます。

○観光振興の推進にあたっては、観光客数を増加させるだけでなく、観光消費の受け皿となる小売、飲食・宿泊サービス、娯楽等の関連産業の育成を図ります。

(3) 計画

産業の振興について、事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備	農業	農業用施設整備支援事業	その他
			小規模土地改良事業	市
			農業施設整備事業	市

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
		県営ため池等整備事業	県		
		農業基盤整備促進事業	市		
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	市		
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	市		
		国営総合農地防災事業	国		
	(9) 観光又はレクリエーション				
		森林公園管理運営事業	市		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
		有害獣被害防止対策事業	市	[具体的な事業内容] 防護柵の設置等に補助 [事業の必要性] 農作物の有害獣被害の防止 [見込まれる事業効果] 農家の経営安定と生産振興	
		6次産業化支援事業	市	[具体的な事業内容] 6次産業化の商品開発や販路開拓に補助 [事業の必要性] 農家の所得向上、農産物の付加価値向上 [見込まれる事業効果] 6次産業化の収益モデルの確立	
		農業経営基盤強化促進事業	市	[具体的な事業内容] 農地流動化奨励補助金・農業経営管理合理化推進事業補助金・農地集積協力金の交付 [事業の必要性] 農業経営の安定化、担い手を育成、確保 [見込まれる事業効果] 農業の振興、地域農業の活性化	
		担い手育成支援事業	市	[具体的な事業内容] 親元就農助成金の交付 [事業の必要性] 農業の担い手の確保・育成 [見込まれる事業効果] 農業の振興、地域農業の活性化	
	青洲の里管理運営事業	市	[具体的な事業内容] 青洲の里の施設管理 [事業の必要性] 利用者数の増加 [見込まれる事業効果] 農業の振興と地域住民のコミュニティ活動及び市民と都市住民との交流		
	森林経営管理事業	市	[具体的な事業内容] 森林経営管理 [事業の必要性] 間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林を促進 [見込まれる事業効果] 地域経済活性化と土砂災害等の発生リスク低減		
	多面的機能支払交付金事業	市	[具体的な事業内容] 協定者への補助金の交付 [事業の必要性] 農地の多面的機能の保全 [見込まれる事業効果] 地域の稼ぐ力を高め、所得の循環構造形成を実現		
	中山間地域等直接支払事業	市	[具体的な事業内容] 協定者への補助金の交付 [事業の必要性] 農業生産活動の促進 [見込まれる事業効果] 地域の稼ぐ力を高め、所得の循環構造形成を実現		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		商工振興事業	市	[具体的な事業内容] 商工会への補助金の交付 [事業の必要性] 市内商工業者の経営安定化 [見込まれる事業効果] 地域の稼ぐ力を高め、所得の循環構造形成を実現
		創業支援事業	市	[具体的な事業内容] 創業者セミナーの開催や創業時の必要経費等に対する支援 [事業の必要性] 新規創業者の経営の安定化 [見込まれる事業効果] 地域の稼ぐ力を高め、所得の循環構造形成を実現
		企業誘致促進事業	市	[具体的な事業内容] 進出企業への企業立地促進助成金の交付 [事業の必要性] 市内の就業場所の確保 [見込まれる事業効果] 地域の稼ぐ力を高め、所得の循環構造形成を実現

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業促進区域	業種	計画期間	備考
粉河地域、那賀地域、桃山地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2) その対策、(3) 計画のとおり

③他市町村との連携

産業振興を促進するにあたっては、近隣自治体と連携をしながら進めます。

4 地域における情報化

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(1) 現況と問題点

①地域情報通信基盤

本市では、難視聴地域にテレビ放送やインターネット環境を提供するため、5か所に放送用機材を設置しています。故障や老朽化を未然に防ぐため、定期保守や機器更新を行う必要があります。山間部で採算性の低い地域であることから、事業者の自主参入が期待できないものの、IRU※方式の電気通信設備について民間事業者への譲渡に向けた協議を行っていく必要があります。

②防災行政無線

本市では、防災行政無線のデジタル化を行い、災害時等の情報伝達手段の整備を行っています。過疎地域においては、山間部が多く難聴区域が点在することから、難聴区域をあらかじめ設定し、戸別受信機を配布・設置しています。高齢化が進み、災害時等の情報を迅速かつ確実に入手することが困難な人が増加するおそれがあることから、多様な情報伝達手段を確保していくことが必要です。

※IRU：契約によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄や終了ができない、長期的で安定的な「線路設備」の使用権のこと。

(2) その対策

①地域情報通信基盤

○ケーブルテレビ会社への光ファイバー及び放送機器貸し出しによるテレビ放送再送信及び通信事業者への光ファイバー貸し出しは、テレビ難視聴・ブロードバンド未提供エリアに在住する市民にとって情報格差を解消するために必要な事業であることから、計画的に施設を更新しながら安定的な運営を行っていきます。

②防災行政無線

○防災行政無線の適切な管理を行うとともに、多様な情報伝達手段の確保を行います。

(3) 計画

地域における情報化について、事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	テレビ放送中継施設	地域情報通信基盤管理運営事業	市	
	防災行政用無線施設	防災施設管理運営事業	市	



(1) 現況と問題点

①道路

(ア) 市道

粉河地域、那賀地域には、東西に国道 24 号と高規格道路である京奈和自動車道が横断し、県道粉河加太線、県道西川原粉河線、県道粉河那賀線とともに紀の川流域の地域を基幹道路として結んでいます。桃山地域には、国道 424 号が南西に縦貫し、生活、産業の重要な幹線道路としての役割を担っています。

今後も引き続き市道の整備を行い、過疎地域と周辺地域との連携、生活圏域の一体化を図ることで、過疎地域の条件不利性を解消することが必要です。

また、本市の管理する橋梁は老朽化が進行しており、これらの橋梁に対する修繕や架替えに係る費用が増大するリスクを解消する必要があります。このため、従来の対症療法的な維持管理から、損傷が軽微な段階で予防的に対策を講じる予防保全型の維持管理へ転換することで、橋梁を延命化させ、安全・安心を確保しつつライフサイクルコストを縮減することを目指し、橋梁個別施設計画に基づいた対策を進めています。

過疎地域内の市道実延長は、市内全体の 58.2%を占めています。市民の安全性や機能性の向上につながる市道や橋梁の計画的な整備が必要です。

(イ) 農道

農業生産性の向上を図るため、用排水路の改良や農道整備を推進するなど、地元の意向も十分踏まえた事業を実施しています。

(ウ) 林道

林道は、持続可能な林業を営む上で必要不可欠な生産基盤であるとともに、山村地域の生活環境の改善や地域振興にも寄与してきました。今後、森林資源のさらなる充実や、災害の激甚化、森林に対するニーズの多様化等に対応しながら、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林と人をつなぐ路網の役割はますます重要なものとなります。

林道粉河中央線(粉河地域)・林道重谷線(那賀地域)・林道真国野田原線(桃山地域)の各地域路線について、開設されてから数十年が経過し、老朽化してきていることから維持管理の負担が大きくなってきています。

②交通

本市の地域公共交通である紀の川市地域巡回バスや紀の川コミュニティバスの利用者数は、市全体の人口減少に伴い、全体的に減少傾向にあります。これらの路線は高齢化が進展する

中で地域住民の移動手段確保のために運行している路線であることから、収益性は低く、運行維持のための支援を行っています。

交通空白地（鉄道駅から1,000mもしくはバス停から300m以内でない地域）となっていた那賀地域の赤沼田地区では、移動制約者の公共交通手段と地域住民の利便性向上等を図るため、平成28（2016）年度からデマンド型乗合タクシーを運行し、地区から鉄道駅までの移動手段を確保しています。また、地域巡回バスの桃山鞆淵コース及び細野貴志川コースの山間部の区間については、過疎化が進み、地域巡回バスの利用者も減少傾向にあります。その中で、可能な限り現状の公共交通サービスの水準を維持しつつ、持続可能性を確保するため、当該路線では利用実態に応じた車両の小型化を行うことで、運行の効率化を図っています。

過疎地域では、人口減少と高齢化が進み、自宅周辺までの交通サービスが必要な移動困難者が増加していることから、よりきめ細やかな交通サービスの提供が求められており、行政による定時定路線の交通サービスの提供だけでニーズに対応することが難しくなってきています。

また、全国的に運転士が減少してきており、地域公共交通の担い手不足が深刻化してきています。

（２）その対策

①道路

（ア）市道

○効率的・効果的な市道整備を進めるため、道路整備計画に基づき、市道を整備します。

○自治会からの市道の改修要望に対応できるよう、効果的な方法を検討した上で事業を推進します。

○橋梁個別施設計画に基づき、優先度の高い橋梁から計画的に修繕を実施します。

（イ）農道

○営農効率の向上を図るため、用排水路改修や農道整備による農地保全を推進します。

（ウ）林道

○林道や作業道は、効率的な林業施業や森林の持つ多面的機能の維持に不可欠であることから、今後も適切な維持管理に努めます。

②交通

○地域住民のきめ細やかな移動手段を確保するため、紀の川市地域巡回バス及び紀の川コミュニティバスの運行維持のための補助を行います。

○利用実態に応じた、車両の小型化や事前予約制の公共交通を導入することで、利便性を可能な限り維持して運行を効率化し、将来にわたって持続可能な公共交通網の形成を図ります。

○交通空白地となっている過疎地域においては、地域自らが担い手となる自家用有償旅客運送等の交通手段の導入を含め、地域の輸送資源を総動員して移動手段を確保し、既存の交通サービスと組み合わせることで地域の方がより使いやすい交通サービスの導入を検討します。

○地域公共交通が市民の日常生活に溶け込み、移動手段として選ばれるために、MaaS（※）の導入等、新たなニーズに対応した取組を検討し、利便性向上を目指します。

※MaaS (Mobility as a Service):スマートフォンアプリ等により、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通や公共交通以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

(3) 計画

交通施設の整備、交通手段の確保について、事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道	道路	市道等維持修繕事業	市	
			市道等改良事業	市	
			主要幹線道路整備事業	市	
			交通安全施設整備事業	市	
			橋りょう	橋りょう維持修繕事業	市
	(2) 農道		農業施設整備事業	その他	
			県営広域営農団地農道整備事業	県	
	(3) 林道		治山林道管理事業	市	
			(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
			バス運行支援事業	市	【具体的な事業内容】 紀の川コミュニティバス、地域巡回バス等の運行に対する補助金の交付 【事業の必要性】 収益性の低い公共交通の維持 【見込まれる事業効果】 過疎地域の利便性の向上・安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		鉄道運行支援事業	市	[具体的な事業内容] 和歌山電鐵貴志川線に対する補助金の交付 [事業の必要性] 収益性の低い公共交通の維持 [見込まれる事業効果] 過疎地域の利便性の向上・安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築
		パークアンドライド推進事業	市	[具体的な事業内容] 粉河駅前市営駐車場の管理運営 [事業の必要性] 駅の利便性を高めることによる鉄道の利用者数維持 [見込まれる事業効果] 過疎地域の利便性の向上・安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築
		地域公共交通活性化再生事業	市	[具体的な事業内容] 地域公共交通の利用促進 [事業の必要性] 地域公共交通の維持 [見込まれる事業効果] 過疎地域の利便性の向上・安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築
	(10) その他	道路整備等補助事業	その他	

6 生活環境の整備

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(1) 現況と問題点

①水道施設

本市の給水人口は、平成 25 (2013) 年度には 59,405 人だったものが、令和 8 (2026) 年度では 56,160 人に減少すると予測しています。(出典：紀の川市水道事業ビジョン)

給水人口の減少は、料金収入の減少につながり、水道事業の経営に悪影響を与えます。一方水道施設は、老朽化が進行しており、施設・設備・管路の更新に迫られているとともに、大規模地震の災害対策にも投資が必要な状況です。

過疎地域においては、給水人口の減少が特に顕著であり、平成 25 (2013) 年度には 26,561 人だったものが、令和元 (2019) 年度 23,787 人と 6 年間で 2,774 人、約 10%の減少となっています。

②下水処理施設

(ア) 公共下水道

快適で衛生的な生活ができる環境づくりを進めるために、家庭や工場からの排水を適切に処理する汚水処理施設を整備しています。

令和2年度に公共下水道の全体計画を、より効率的に整備できるよう見直しをおこない、市全体の計画区域面積を1,526.62haから938.62haに変更しました。

過疎地域の整備済み面積は、令和2年度末時点で粉河地域が31.72ha（計画面積125.72ha）、那賀地域が27.51ha（計画面積89.17ha）、桃山地域が57.86ha（計画面積144.03ha）となっており整備が遅れています。また、整備済み箇所における接続戸数割合は、粉河地域が約20%、那賀地域が約30%、桃山地域が約65%と接続率が低調となっています。

（イ）農業集落排水施設

本市の過疎地域においては、善田地区（桃山地域）で平成23（2011）年に農業集落排水施設を供用開始し、農業用排水の水質保全及び生活環境の改善に寄与しています。

善田地区の接続人数は、平成27（2015）年度から令和2（2020）年度までの6年間で18%減少しており、今後も減少傾向が続くことが予想されます。また、今後、施設の大規模な改修が予定されており、収益率の低い施設を維持していくことが課題となっています。

③廃棄物処理施設

（ア）ごみ処理施設

廃棄物処理については、ごみの排出を抑制し、環境に配慮した再生利用を促進するとともに、廃棄物の多様化、不法投棄の増大など様々な問題に対応していく必要があります。

本市の廃棄物処理は、市が収集運搬を行い、処理は紀の川市・海南市・紀美野町の2市1町で構成される紀の海広域施設組合（紀の海クリーンセンター）で行っています。

ごみ集積所の設置状況には地域差があり、収集の効率化が難しい状況です。また、高齢化に伴いごみ集積所の集約を進めにくい地域実態や、ごみ出しが困難な方の増加などの課題もあり、地域の実情に応じた収集業務のあり方を考えていく必要があります。

また、過疎化や農業の担い手不足に伴い、田畑や住宅地周辺が林野化し、ごみ集積所の動物被害が多発するようになってきたり、高齢化により集積所の管理作業が難しくなってきたりするなど、ごみ集積所の維持管理に課題が生じています。

ごみ処理施設については、紀の海クリーンセンターの供用により、効率的なごみ処理が実現した一方で、2市1町のごみ処理をするため、焼却量の増加に伴う煙突からの排ガス量及び収集車両の増加に伴う排ガスの増加など環境への影響が懸念されます。また、構成市町間で連携しながら今後の処理方法や運営方法を検討、調整していく必要があります。

（イ）し尿処理施設

公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及によって、し尿汲み取り世帯は年々減少しており、本市のし尿搬入量は平成18（2006）年度25,175.71kℓから令和2（2021）年度17,216.73kℓと減少しています。合併処理浄化槽の普及促進の効果もあり、浄化槽世帯が増加したことにより、浄化槽汚泥搬入量は、平成18（2006）年度17,441.58kℓから令和2（2020）年度20,486.08kℓと増加しています。今後も、し尿汲み取り世帯は減少し、合併処

理浄化槽世帯が増加することと予想されます。ただし、過疎地域においては、公共下水道の区域が少なく、合併処理浄化槽設置の推進をしているものの、人口減少、高齢化等の理由から合併処理浄化槽の設置について劇的な変化は見られない状況です。

④消防施設

本市の常備消防は、紀の川市・岩出市と2市により設置している那賀消防組合が担っており、非常備消防である消防団と密接に連携・協力し、消防体制を確立しています。

消防施設については、毎年度、地域の消防器具庫や防火水槽、小型動力ポンプ付積載車などを計画的に整備し、地域の消防力の向上を図っています。

特に山間部等において、高齢化等により消防団員の人員確保が困難になってきていることが、地域の消防力の維持に対する大きな課題です。

(2) その対策

①水道施設

○紀の川市水道事業ビジョンに沿って、過疎地域を含めた紀の川市全域における施設の更新を計画的に進めます。

○震災や事故時等に対しても、安定した給水を行うためには、拠点施設の耐震化や更新が重要です。効率的、効果的な耐震化を実施するため、計画的に耐震化事業を実施するほか、応急給水用資機材を整備します。

○紀の川市水道事業経営戦略に沿った効率的な投資・財政運営を行っていきます。

②下水処理施設

(ア) 公共下水道

○将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、効率的な下水道整備への投資と維持管理を行い、整備区域での下水道への接続を促すように市民の理解を広げます。また、経費の削減と適切な料金設定により、下水道経営の健全化を図ります。

(イ) 農業集落排水施設

○平成29(2017)年に農業集落排水処理施設善田地区最適整備構想を策定し、計画的に予防修繕を行いながら施設の長寿命化を図っていきます。

○今後も接続率の向上とコスト削減に努めながら、良好な水質と水生生物の生息環境を実現させ、農業基盤の整備とともに自然の豊かさを満喫できる環境整備に資するよう施設の適切な維持管理に努めていきます。

③廃棄物処理施設

(ア) ごみ処理施設

○安定的・効率的な廃棄物処理体制の整備、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築、災害廃棄物処理体制の構築など、清潔な生活環境を維持するとともに、持続可能な社会づくりを目指す取り組みとして循環型社会の形成を推進します。

○ごみ集積施設設置について補助を行うことで、集積所の設置状況や地域差を改善し、環境美化を推進します。

○収集事務所を新たに建設し、収集業務の効率化を図り、廃棄物関係業務の一元化により、ごみ減量化や分別徹底化などの施策をさらに進め、循環型社会を推進します。また、高齢化社会に対応し、安定的効率的な収集体制、廃棄物行政を実現するための施設整備計画や人員計画を行います。

○国の基準よりもさらに厳しい独自の基準を設け、高度な排ガス処理施設を導入し、負荷量を抑え、周辺環境への影響を非常に少なくしていきます。また、定期的な測定を実施し、公表を行いながら、紀の海クリーンセンターにおいて適正なごみ処理施設の運営を行います。

○健康で快適な生活環境を確保するため、環境美化意識の高揚を図り、ごみのポイ捨てや不法投棄などの防止やマナーの向上など、市民・地域が一体となった環境美化への活動を進め、美しい環境の保全に努めます。

(イ) し尿処理施設

○浄化槽設置に要する費用の補助を行い、汲み取り便槽、また単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、汚水処理人口普及率の向上に努めます。また、環境保全の観点から、浄化槽管理講習会の開催及び浄化槽の管理の指導啓発を行い、合併処理浄化槽の適正管理指導に努めていきます。

○那賀衛生環境整備組合において、適正にし尿・浄化槽汚泥を処理することにより生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

④消防施設

○社会状況や地域の実情に応じた多様な消防団員の確保を行います。

○計画的に消防施設の更新や整備を行います。

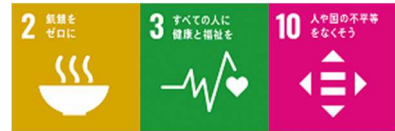
(3) 計画

生活環境の整備について、事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	施設耐震整備事業	市	
		管路更新整備事業	市	
		設備更新整備事業	市	
		応急給水対策事業	市	
	その他	工業用水道施設改良事業	市	
		地元管理飲料水供給施設整備補助事業	その他	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業	市	
	農村集落排水施設	善田地区農業集落排水事業	市	
	その他	浄化槽普及促進事業	その他	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	ごみ収集事業（ごみ収集車購入）	市	
		ごみ適正排出推進事業（ごみ集積施設設置補助）	その他	
		収集事務所整備事業	市	
	し尿処理施設	し尿処理事業（し尿収集車購入）	市	
	(5) 消防施設			
	消防施設	消防施設整備事業	市	
		那賀消防組合事業	一部事務組合	
	(6) 市営住宅			
市営住宅	市営住宅施設管理事業（修繕工事）	市		
	市営住宅整備事業	市		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	ごみ適正排出推進事業（再掲）		市	<p>[具体的な事業内容] 指定ごみ袋作成、ごみ啓発物資の作成、持ち去りパトロールの実施</p> <p>[事業の必要性] ごみの適正な処理・排出方法の啓発や周知</p> <p>[見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築</p>
	ごみ収集事業（再掲）		市	<p>[具体的な事業内容] ごみ収集作業</p> <p>[事業の必要性] 効率的なごみ収集</p> <p>[見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築</p>
	紀の海広域施設組合事業		一部事務組合	<p>[具体的な事業内容] 広域的な廃棄物処理施設の運営</p> <p>[事業の必要性] 環境負荷の低減及びごみ処理コストの縮減</p> <p>[見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築</p>
	那賀衛生環境整備組合事業		一部事務組合	<p>[具体的な事業内容] 広域的な、し尿・浄化槽汚泥処理施設の運営</p> <p>[事業の必要性] 効率的なし尿・浄化槽汚泥処理</p> <p>[見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築</p>
	消防団運営事業		市	<p>[具体的な事業内容] 消防団の運営</p> <p>[事業の必要性] 消防力の強化（研修や訓練の実施、装備品の充実）</p> <p>[見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築</p>
	那賀消防組合事業		一部事務組合	<p>[具体的な事業内容] 広域的な常備消防の運営</p> <p>[事業の必要性] 効率的な常備消防体制の確保</p> <p>[見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築</p>
	住宅耐震化促進事業		市	<p>[具体的な事業内容] 住宅の耐震化等に対し補助金を交付</p> <p>[事業の必要性] 耐震基準を満たしていない住宅の耐震化</p> <p>[見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築</p>



(1) 現況と問題点

①児童福祉

過疎地域の認可保育所（認定こども園の2号・3号分を含む。）は、幼保再編などの結果、私立5か所となっています。

児童館は、老朽化した施設が多く、集会所や公民館としての利用がほとんどであるため、地元集会所や公民館への移管を検討する必要があります。

放課後児童クラブは、粉河地域・那賀地域にそれぞれ1か所ずつ、桃山地域には安楽川小学校・調月小学校ごとに1か所開設しています。今後、支援員の確保や、運営の法人委託を検討する必要があります。

さらに、全ての家庭において、心にゆとりをもって、安心して出産・子育てができ、子育て・子育てに伴う喜びを実感できるよう、保護者に対する子育て支援策の充実を図る必要があります。

②高齢者福祉

本市の過疎地域における高齢化率は、粉河地域と那賀地域が38.7%、桃山地域が34.7%となっています。（令和3年3月末時点）

今後65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になるともいわれています。地域での見守りやネットワーク構築とともに、認知症対応型の施設やサービス、24時間随時対応サービスなどの公共サービスの整備が行き届いていないことが課題です。また、地域の支えあい体制の強化や住民の介護予防に対する意識向上、医療と介護の連携や多様な介護人材の確保等といった諸問題があり、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を行っていく必要があります。

③障害福祉

国は、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和5（2023）年度末までに地域生活へ移行し、令和5年度末時点での施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することとしています。

本市における令和元年度末時点の施設入所者数は65人であり、多くの入所待機者がいるため施設入所者数を減らすことは困難な状況です。

障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じた支援が提供できる体制を整備し、地域生活支援拠点等事業の実施を推進していく必要があります。

④保健センター

保健センターは4施設あり、このうち2施設が過疎地域に所在しています。これらの施設について修繕等による長寿命化を実施し、計画的な保全に取り組む必要があります。

(2) その対策

①児童福祉

○全ての子どもが健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見への取組に加え、緊急時や必要時に適切な医療を受けることができる小児医療体制やこども医療費助成の充実など、妊娠期からの継続的な支援を推進します。

○子どもたちが成長とともに豊かな心と身体を育てていくために、保健・教育等のさまざまな分野が連携し、発達段階に応じた学習機会や体験学習・情報提供を行うことにより、総合的な「生きる力」を育成するための教育環境の整備を推進します。

○保護者のワーク・ライフ・バランスの推進のため、子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。さらに、全ての家庭において、子どもや保護者の孤立化を防ぐとともに、経済的な支援を充実し、安心して子育てができる環境の整備を推進します。

○児童館の今後のあり方を検討します。

○放課後児童クラブが安定的に運営できるよう支援を行います。

②高齢者福祉

○地域包括ケアシステムの構築・推進にあたり、中核的な機関である地域包括支援センターの機能の充実・強化を目指し、地域と保健・医療・介護・福祉との連携を強化していくことで、高齢者に対して適切な支援を行えるよう努めます。

○認知症サポーター養成講座や認知症ガイドラインの周知とともに、認知症の早期発見や対応の充実のために、認知症初期集中支援チームの体制強化や認知症地域支援推進員を中心に相談支援等の認知症対策を推進していきます。

○ご当地体操を活用した住民主体の活動の立上げや継続をサポートするなど介護予防の強化と生活支援体制の整備を行います。また、NPO法人等の多様な担い手と連携し、フレイルチェック等を活用したフレイル予防の周知や生活支援を行います。

○成年後見制度の利用促進や権利擁護事業、見守りネットワーク事業等を通じて高齢者等の権利と尊厳を擁護します。

○高齢者が健康に暮らせるよう、インフルエンザワクチン接種に係る費用を助成します。

③障害福祉

○障害のある人が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、地域生活支援拠点等を面的整備型により確保するほか、障害者の自立支援や社会参加の促進に努めます。

○長期入院患者や施設入所者等の地域移行を促進するため、国、県、市の補助制度等について周知し、共同生活援助（グループホーム）等を担う事業所の開設を促すとともに、地域において障害のある人が共同生活援助（グループホーム）等で生活することへの住民の理解を深める啓発活動を行います。

○居宅介護等の訪問系サービスは、障害のある人が生まれ育った地域で生活する上で必要不可欠な支援であり、今後、障害の重度化、高齢化が進む中で需要が増えるものと見込まれるため、サービス提供基盤の強化及び人材の確保、育成、資質の向上に努めます。

④保健センター

○保健センターは、市役所庁舎や支所との複合施設となっているものもあり、建物劣化状況や利用状況を踏まえ、利用者が安全で快適に利用できるよう計画的な保全を実施します。

（３）計画

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の整備について、事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	子どもための教育・保育給付事業	その他	
	児童館	児童館管理運営事業（修繕工事）	市	
	(7) 市町村保健センター			
		那賀保健福祉センター改修事業	市	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
	子育て支援事業	市	[具体的な事業内容] 子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの運営 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		在宅育児支援事業	市	[具体的な事業内容] 第2子以降の0歳児の保育を家庭で行う保護者に給付金を支給 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		放課後児童健全育成事業	市	[具体的な事業内容] 放課後児童クラブの運営 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		母子健全育成事業	市	[具体的な事業内容] 親子教室や発達相談等の実施 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		不妊治療助成事業	市	[具体的な事業内容] 不妊治療に要する費用の一部助成 [事業の必要性] 出産の希望を叶える [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		子育て世代包括支援センター運営事業	市	[具体的な事業内容] 子育て包括支援センターの運営 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		子ども医療費助成事業	市	[具体的な事業内容] 子どもの医療費を助成 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		介護予防・高齢者自立支援事業	市	[具体的な事業内容] 介護予防・高齢者自立につながる事業の実施 [事業の必要性] 住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるようにする [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		高齢者生きがいづくり事業	市	[具体的な事業内容] 敬老会の開催、長寿祝い金の支給 [事業の必要性] 健康と長寿の意欲をもってもらえるようにする [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		地域見守り支援事業	市	[具体的な事業内容] 地域見守り協力員による見守り活動 [事業の必要性] 地域で支えあい、安全・安心に暮らせるようにする [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		地域リハビリテーション活動支援事業	市	[具体的な事業内容] フレイルチェックや地域リハビリ教室の実施 [事業の必要性] 要介護状態になるのを予防 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		感染症対策事業（高齢者インフルエンザワクチン接種）	市	[具体的な事業内容] 高齢者インフルエンザワクチンの接種費用を助成 [事業の必要性] 高齢者の感染症の予防 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		障害福祉サービス等給付事業	市	[具体的な事業内容] 障害児者に対する各種サービスの給付・助成 [事業の必要性] 障害児者の家族が快適に地域で生活できるようにする [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		障害児通所給付事業	市	[具体的な事業内容] 障害児者に対する各種サービスの給付・助成 [事業の必要性] 障害児者の家族が快適に地域で生活できるようにする [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築

8 医療の確保

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



（１）現況と問題点

本市では、地域の拠点病院として公立那賀病院を運営するほか、市内には 3 病院があり、多くは慢性期の医療を担っています。また、一次救急として那賀休日急患診療所を開設し、休日や夜間の二次救急は那賀圏域 6 病院による輪番制を実施しています。

へき地医療の拠点となる紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所は、周辺地域の人口減少により年々受診者数が減少しており、受診者の高齢化により診療所への通院が困難な事例も発生しています。

また、直営診療所施設が老朽化していることから、山間部でも引き続き安心して医療を受けられるようにするため、施設の建て替えを行う必要があります。

(2) その対策

○安定的な受診機会の確保と質の高い医療を提供できるよう、県や公立那賀病院をはじめ、医師会や歯科医師会、薬剤師会などと連携し、地域医療体制の充実を図ります。

○紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所については、指定管理者制度により管理運営を実施しており、医師の確保を含めた安定的な体制は可能となっておりますが、山間部での高齢者割合の増加及び人口減少は今後も続くことから、受診者数の増加は見込めないため、へき地医療に対する補助金等を活用し、今後も安定的な医療体制の確保を図っていきます。

○診療所施設については、鞆淵出張所、消防施設及び鞆淵診療所の機能を備えた複合施設を整備することで、機能性及び利便性の向上を図り、受診者数の維持と新たな診療収入の確保を図ります。

(3) 計画

医療の確保について、事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	鞆淵地区公共施設等再編事業（鞆淵診療所建設）	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
		鞆淵診療所管理運営事業	市	[具体的な事業内容] へき地診療所の運営 [事業の必要性] 山村地域における医療機関の確保 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		通院バス運行事業	市	[具体的な事業内容] 診療所への通院バスの運行 [事業の必要性] 診療所への交通利便性の確保 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築



(1) 現況と問題点

①学校教育

本市の学校教育施設は、小学校が17校（うち1校は休校）、中学校は7校あり、そのうち小学校10校、中学校4校が過疎地域に所在します。

本市が所有する学校教育施設（小学校が17校、中学校が6校）の32%が昭和46（1971）年から昭和55（1980）年の10年間に建設されているため、建て替えや長寿命化を計画的に行っていく必要があります。

複式学級がある小学校は平成25（2013）年に1校（鞆淵小学校）であったものが、令和3（2021）年には4校（川原小学校、鞆淵小学校、上名手小学校、麻生津小学校）に増加しています。また、複式学級がある中学校は平成25（2013）年にはありませんでしたが、令和3（2021）年には1校（鞆淵中学校）出現しています。今後、児童・生徒数の減少に伴う複式学級の更なる増加、地域間での通信インフラの差、施設、設備、備品等の老朽化により小規模校での教育環境の低下が懸念されています。また、学校の廃校により、通学距離が拡大している地域があるため引き続き対策が必要です。

学校給食センターは、粉河学校給食センターと河南学校給食センターの2か所で運営を行っており、市内の小中学校（打田中学校仙溪分校を除く。）で安全で安心な学校給食を提供しています。

②生涯学習

(ア) 公民館

本市には、分館を含めた公民館の数が20館あり、社会教育施設として維持管理している施設は16施設あります。老朽化が著しい施設もあり、今後施設の維持管理に支障をきたす恐れがあります。

今後もとりわけ過疎地域の公民館施設利用者の高齢化及び固定化が続くと見込まれ、幅広い世代に利用してもらえるような取組が必要です。

(イ) 図書館

図書館の利用者割合を居住地域別に見てみると、貴志川地域34%、打田地域27%、粉河地域13%、桃山地域9%、那賀地域7%、市外利用者が10%となっています。この割合の要因として、河南図書館の新設による貴志川地域利用者の増加、広域利用促進策としての県内

居住者への貸出利用資格の拡大による市外利用者の増加、そして図書館統廃合による粉河・那賀・桃山地域利用者の減少が考えられます。

③生涯スポーツ

日常的にスポーツを行っている市民の割合は少ないため、スポーツ活動への関心を高める取組が必要です。

また、老朽化が進んだ体育施設については、今後、コスト面や稼働率（施設の利用状況）を考慮し、施設の統廃合も視野に入れた施設の適正な配置について、慎重に検討を進めながら、適切な維持管理を行っていく必要があります。

④集会施設

人口減少により、地域コミュニティの基盤となる自治会の地区集会所の管理運営費用を負担することが難しくなっています。

（２）その対策

①学校教育

○学校が将来にわたり持続的に運営でき、地域の児童・生徒が通学できるように、学校の規模・配置等の見直しを行います。

○全ての小中学校の児童・生徒が ICT により、学びの保障がされるように、学校・家庭における教育環境の整備を推進します。

○学校施設が適切に維持管理できるように、学校施設長寿命化計画等に基づく建て替え、修繕等を行います。また、老朽化した設備・備品の入れ替え、修繕等を行います。

○学校区が拡大することにより、学校への通学が長距離になる児童・生徒のためにスクールバス等を運行します。

○児童・生徒に学校給食を提供できるように、学校給食センターを運営していきます。また、学校施設長寿命化計画等に基づき、給食センター施設の維持修繕や、設備・備品・調理器具の入れ替え、修繕等を行います。

○児童・生徒に安全・安心な学校給食を提供できるように、地域の食材を多用した給食を推進します。

②生涯学習

（ア）公民館

○利用者が安全に安心して利用できるよう、生涯学習施設の適正な維持管理を行います。

○地区公民館について、現在の配置状況を維持しながら、周辺の稼働率の低い集会所機能を有する施設を集約化、複合化し総合的な拠点施設としての利活用を検討します。また、

分館については、稼働率が低く老朽化が進んだ施設は、周辺の集会機能を有する施設などへの集約化や複合化を検討します。

○誰でも気軽に来館でき、自由で開放的な公民館を目指します。

○幅広い世代の地域住民が生涯学習活動への参加や公民館へ来館するきっかけを作るための講座を開催するとともに、「公民館へいこらフェア」等のイベントを開催し、地域住民が公民館の役割を再認識するきっかけを作ります。

(イ) 図書館

○図書館施設及び図書の充実を行うとともに、利用者の多様なニーズに応えるため、サービスの拡充と質の向上に努めます。

○移動図書館サービスで、図書館から離れた地域での読書の機会を増やします。

○地域の小中学校の図書館を整備し、学校と公共図書館が連携することで環境の充実や統一性の向上を図ります。

③生涯スポーツ

○日常的にスポーツを行っている市民の割合を高めるため、既存のスポーツだけでなく、新しいスポーツやレクリエーションの普及を進めるとともに地域や関係団体と連携し、スポーツフェスティバルの内容の充実を図るなど、市民が参加しやすいイベントやスポーツ教室の充実を図ります。

○スポーツ施設を適正に維持管理し、利用者の増加につながるスポーツ施設の備品や設備の充実を図ることで、スポーツ・レクリエーションなどを通じた地域住民の健康増進や地域間交流を推進します。

④集会施設

○地区集会所の改修及び備品購入に対する補助を実施することで、地区集会所の維持を促します。

(3) 計画

教育の振興について、事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎・屋内運動場・屋外運動場・水泳プール	小学校施設管理事業	市	
		小学校空調設備整備事業	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
	スクールバス	小学校トイレ洋式化事業	市		
		小学校施設長寿命化事業	市		
		中学校施設管理事業	市		
		中学校空調設備整備事業	市		
		中学校施設長寿命化事業	市		
		遠距離通学対策事業	市		
		給食施設	学校給食センター管理事業	市	
			その他	小学校運営事業	市
		小学校教育情報化事業		市	
		中学校運営事業		市	
		中学校教育情報化事業		市	
				学校給食運営事業	市
	(3) 集会施設、体育施設等				
	公民館	公民館管理運営事業	市		
	集会施設	自治振興事業（地区集会所整備事業補助）	その他		
	体育施設	体育施設管理運営事業	市		
		運動公園管理運営事業	市		
	その他	生涯学習施設管理運営事業	市		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
		学校教育推進事業	市	[具体的な事業内容] 外国語指導員の配置 [事業の必要性] 児童・生徒の外国語教育環境の充実 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築	
		学校図書館教育推進事業	市	[具体的な事業内容] 学校図書館の環境整備と学校司書の配置 [事業の必要性] 児童・生徒の学力向上や豊かな心を育む [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		遠距離通学対策事業（再掲）	市	<p>[具体的な事業内容] スクールバスの運行 [事業の必要性] 教育環境の向上、遠距離通学・児童の安全確保 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築</p>
		学校適正規模適正配置推進事業	市	<p>[具体的な事業内容] 小中学校の適正規模・適正配置の検討 [事業の必要性] 適正規模の人数及び適正な配置で学習できる環境の確保 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築</p>
		小学校教育活動事業	市	<p>[具体的な事業内容] 学校図書を購入や学校への補助金の交付と教育環境の整備 [事業の必要性] 児童の学力向上 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築</p>
		小学校運営事業（再掲）	市	<p>[具体的な事業内容] ICT支援員やGIGAスクールサポーターの運営委託と教育環境の整備 [事業の必要性] ICTを活用した教育環境の充実 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築・過疎地域の利便性の向上</p>
		中学校教育活動事業	市	<p>[具体的な事業内容] 学校図書を購入や学校への補助金の交付と教育環境の整備 [事業の必要性] 生徒の学力向上 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築</p>
		中学校運営事業（再掲）	市	<p>[具体的な事業内容] ICT支援員やGIGAスクールサポーターの運営委託と教育環境の整備 [事業の必要性] ICTを活用した教育環境の充実 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築・過疎地域の利便性の向上</p>
		学校給食運営事業（再掲）	市	<p>[具体的な事業内容] 学校給食センターの管理運営 [事業の必要性] 安全、安心な給食を提供 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築</p>
		生涯学習推進事業	市	<p>[具体的な事業内容] 成人式の開催 [事業の必要性] 生涯学習の機会の提供 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築</p>
		公民館活動推進事業	市	<p>[具体的な事業内容] 公民館へいごらふエアの開催 [事業の必要性] 市民の交流機会の創出 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築</p>

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		スポーツイベント開催事業	市	[具体的な事業内容] スポーツイベントの開催 [事業の必要性] スポーツの機会の提供 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築

10 集落の整備

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(1) 現況と問題点

過疎地域では、高齢化や人口減少により地域コミュニティの弱体化や空き家の増加、地域の伝統行事の担い手不足が深刻化しています。

また、今後、特に山間地域においては、商店などの住民の生活に不可欠な施設・機能が維持できなくなってくることが予想されます。このため地域住民の暮らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指すための取組を行う必要があります。

(2) その対策

○複数の集落が散在する地域（集落生活圏）において、地域課題の解決に向けた取組を行う地域運営組織の形成や小さな拠点の形成に向けた検討を行います。

11 地域文化の振興等

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(1) 現況と問題点

本市には、数多くの貴重な文化財があり、これらは市民の郷土愛を育み、心の豊かさを培う重要な要素であると考えています。

そのため、今後も文化財の価値を高めるため、調査を行うとともに、旧名手宿本陣などの文化財の保存と活用を推進していく必要があります。また祭りなどの伝統文化・伝統行事の担い手が高齢化により不足しており、さらに多くの人に興味を持ってもらえる取組が必要です。

(2) その対策

○文化財を計画的に整備・保存し、伝統文化・伝統行事の保存・継承に取り組めます。

○文化財に対する関心を持つきっかけづくりと、市民が郷土の歴史を知り、郷土愛の醸成につながる取組を推進します。

○重要文化財である粉河寺や靱淵八幡神社、三船神社の消防設備に関する維持管理費の補助を行います。

(3) 計画

地域文化の振興等について、事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	旧名手宿本陣整備事業	市	
		藤崎弁天弁天堂修理事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		文化財保護事業	市	[具体的な事業内容] 文化財の保護や活用 [事業の必要性] 文化財の保護 [見込まれる事業効果] 地域の特性を生かし、多様な人材を活用
	文化振興事業	市	[具体的な事業内容] 自主文化事業の開催 [事業の必要性] 市民の芸術文化への関心を高める [見込まれる事業効果] 地域の特性を生かし、多様な人材を活用	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(1) 現況と問題点

地球温暖化の進行を抑制し、持続可能な社会を実現するためには、温暖化の要因である温室効果ガスの削減と再生可能エネルギーの導入拡大が強く求められています。

本市では環境教育の一環として、小学校への太陽光発電システムの設置を進めています。

(2) その対策

○再生可能エネルギーは、脱炭素社会の構築に向けて必要な事業であることから、発電設備設置事業者に対し、紀の川市ガイドラインを定め地域住民の安全な生活と環境に調和しながら、再生可能エネルギーの普及を促進していきます。

事業計画(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住推進事業	市	[具体的な事業内容] 移住に関する相談や情報の提供 [事業の必要性] 移住・定住の推進 [見込まれる事業効果] 地域の特性を生かし、多様な人材を活用
		若者定住促進住宅取得奨励事業	市	[具体的な事業内容] 市内で住宅を取得する若年層に奨励金を交付 [事業の必要性] 若年層の定住促進 [見込まれる事業効果] 地域の特性を生かし、多様な人材を活用
		奨学金返還支援事業	市	[具体的な事業内容] 奨学金返還金の一部を助成 [事業の必要性] 若年層の定住促進 [見込まれる事業効果] 地域の特性を生かし、多様な人材を活用
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	有害獣被害防止対策事業	市	[具体的な事業内容] 防護柵の設置等に補助 [事業の必要性] 農作物の有害獣被害の防止 [見込まれる事業効果] 農家の経営安定と生産振興
		6次産業化支援事業	市	[具体的な事業内容] 6次産業化の商品開発や販路開拓に補助 [事業の必要性] 農家の所得向上、農産物の付加価値向上 [見込まれる事業効果] 6次産業化の収益モデルの確立
		農業経営基盤強化促進事業	市	[具体的な事業内容] 農地流動化奨励補助金・農業経営管理合理化推進事業補助金・農地集積協力金の交付 [事業の必要性] 農業経営の安定化、担い手を育成、確保 [見込まれる事業効果] 農業の振興、地域農業の活性化
		担い手育成支援事業	市	[具体的な事業内容] 親元就農助成金の交付 [事業の必要性] 農業の担い手の確保・育成 [見込まれる事業効果] 農業の振興、地域農業の活性化
		青洲の里管理運営事業	市	[具体的な事業内容] 青洲の里の施設管理 [事業の必要性] 利用者数の増加 [見込まれる事業効果] 農業の振興と地域住民のコミュニティ活動及び市民と都市住民との交流
		森林経営管理事業	市	[具体的な事業内容] 森林経営管理 [事業の必要性] 間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林を促進 [見込まれる事業効果] 地域経済活性化と土砂災害等の発生リスク低減
		多面的機能支払交付金事業	市	[具体的な事業内容] 協定者への補助金の交付 [事業の必要性] 農地の多面的機能の保全 [見込まれる事業効果] 地域の稼ぐ力を高め、所得の循環構造形成を実現

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		中山間地域等直接支払事業	市	[具体的な事業内容] 協定者への補助金の交付 [事業の必要性] 農業生産活動の促進 [見込まれる事業効果] 地域の稼ぐ力を高め、所得の循環構造形成を表現
		商工振興事業	市	[具体的な事業内容] 商工会への補助金の交付 [事業の必要性] 市内商工業者の経営安定化 [見込まれる事業効果] 地域の稼ぐ力を高め、所得の循環構造形成を表現
		創業支援事業	市	[具体的な事業内容] 創業者セミナーの開催や創業時の必要経費等に対する支援 [事業の必要性] 新規創業者の経営の安定化 [見込まれる事業効果] 地域の稼ぐ力を高め、所得の循環構造形成を表現
		企業誘致促進事業	市	[具体的な事業内容] 進出企業への企業立地促進助成金の交付 [事業の必要性] 市内の就業場所の確保 [見込まれる事業効果] 地域の稼ぐ力を高め、所得の循環構造形成を表現
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	バス運行支援事業	市	[具体的な事業内容] 紀の川コミュニティバス、地域巡回バス等の運行に対する補助金の交付 [事業の必要性] 収益性の低い公共交通の維持 [見込まれる事業効果] 過疎地域の利便性の向上・安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築
		鉄道運行支援事業	市	[具体的な事業内容] 和歌山電鐵貴志川線に対する補助金の交付 [事業の必要性] 収益性の低い公共交通の維持 [見込まれる事業効果] 過疎地域の利便性の向上・安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築
		パークアンドライド推進事業	市	[具体的な事業内容] 粉河駅前市営駐車場の管理運営 [事業の必要性] 駅の利便性を高めることによる鉄道の利用者数維持 [見込まれる事業効果] 過疎地域の利便性の向上・安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築
		地域公共交通活性化再生事業	市	[具体的な事業内容] 地域公共交通の利用促進 [事業の必要性] 地域公共交通の維持 [見込まれる事業効果] 過疎地域の利便性の向上・安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	ごみ適正排出推進事業	市	[具体的な事業内容] 指定ごみ袋作成、ごみ啓発物資の作成、持ち去りパトロールの実施 [事業の必要性] ごみの適正な処理・排出方法の啓発や周知 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		ごみ収集事業	市	[具体的な事業内容] ごみ収集作業 [事業の必要性] 効率的なごみ収集 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築
		紀の海広域施設組合事業	一部事務 組合	[具体的な事業内容] 広域的な廃棄物処理施設の運営 [事業の必要性] 環境負荷の低減及びごみ処理コストの縮減 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築
		那賀衛生環境整備組合事業	一部事務 組合	[具体的な事業内容] 広域的な、し尿・浄化槽汚泥処理施設の運営 [事業の必要性] 効率的なし尿・浄化槽汚泥処理 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築
		消防団運営事業	市	[具体的な事業内容] 消防団の運営 [事業の必要性] 消防力の強化(研修や訓練の実施、装備品の充実) [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築
		那賀消防組合事業	一部事務 組合	[具体的な事業内容] 広域的な常備消防の運営 [事業の必要性] 効率的な常備消防体制の確保 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築
		住宅耐震化促進事業	市	[具体的な事業内容] 住宅の耐震化等に対し補助金を交付 [事業の必要性] 耐震基準を満たしていない住宅の耐震化 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境を構築
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	子育て支援事業	市	[具体的な事業内容] 子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの運営 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		在宅育児支援事業	市	[具体的な事業内容] 第2子以降の0歳児の保育を家庭で行う保護者に給付金を支給 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		放課後児童健全育成事業	市	[具体的な事業内容] 放課後児童クラブの運営 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		在宅育児支援事業	市	[具体的な事業内容] 第2子以降の0歳児の保育を家庭で行う保護者に給付金を支給 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		放課後児童健全育成事業	市	[具体的な事業内容] 放課後児童クラブの運営 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		母子健全育成事業	市	[具体的な事業内容] 親子教室や発達相談等の実施 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		不妊治療助成事業	市	[具体的な事業内容] 不妊治療に要する費用の一部助成 [事業の必要性] 出産の希望を叶える [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		子育て世代包括支援センター運営事業	市	[具体的な事業内容] 子育て包括支援センターの運営 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		子ども医療費助成事業	市	[具体的な事業内容] 子どもの医療費を助成 [事業の必要性] 安心して子育てができる環境整備 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		介護予防・高齢者自立支援事業	市	[具体的な事業内容] 介護予防・高齢者自立につながる事業の実施 [事業の必要性] 住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるようにする [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		高齢者生きがいづくり事業	市	[具体的な事業内容] 敬老会の開催、長寿祝い金の支給 [事業の必要性] 健康と長寿の意欲をもってもらえるようにする [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		障害福祉サービス等給付事業	市	[具体的な事業内容] 障害児者に対する各種サービスの給付・助成 [事業の必要性] 障害児者の家族が快適に地域で生活できるようにする [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		障害児通所給付事業	市	[具体的な事業内容] 障害児者に対する各種サービスの給付・助成 [事業の必要性] 障害児者の家族が快適に地域で生活できるようにする [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	鞆瀨診療所管理運営事業	市	[具体的な事業内容] へき地診療所の運営 [事業の必要性] 山村地域における医療機関の確保 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		通院バス運行事業	市	[具体的な事業内容] 診療所への通院バスの運行 [事業の必要性] 診療所への交通利便性の確保 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	学校教育推進事業	市	[具体的な事業内容] 外国語指導員の配置 [事業の必要性] 児童・生徒の外国語教育環境の充実 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		学校図書館教育推進事業	市	[具体的な事業内容] 学校図書館の環境整備と学校司書の配置 [事業の必要性] 児童・生徒の学力向上や豊かな心を育む [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		遠距離通学対策事業	市	[具体的な事業内容] スクールバスの運行 [事業の必要性] 教育環境の向上、遠距離通学・児童の安全確保 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		学校適正規模適正配置推進事業	市	[具体的な事業内容] 小中学校の適正規模・適正配置の検討 [事業の必要性] 適正規模の人数及び適正な配置で学習できる環境の確保 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築
		小学校教育活動事業	市	[具体的な事業内容] 学校図書の購入や学校への補助金の交付と教育環境の整備 [事業の必要性] 児童の学力向上 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生活環境の構築

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		小学校運営事業	市	[具体的な事業内容] ICT支援員やGIGAスクールサ ポーターの運営委託と教育環境 の整備 [事業の必要性] ICTを活用した教育環境の充実 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生 活環境の構築・過疎地域の利便 性の向上
		中学校教育活動事業	市	[具体的な事業内容] 学校図書の購入や学校への補助 金の交付と教育環境の整備 [事業の必要性] 生徒の学力向上 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生 活環境の構築
		中学校運営事業	市	[具体的な事業内容] ICT支援員やGIGAスクールサ ポーターの運営委託と教育環境 の整備 [事業の必要性] ICTを活用した教育環境の充実 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生 活環境の構築・過疎地域の利便 性の向上
		学校給食運営事業	市	[具体的な事業内容] 学校給食センターの管理運営 [事業の必要性] 安全、安心な給食を提供 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生 活環境の構築
		生涯学習推進事業	市	[具体的な事業内容] 成人式の開催 [事業の必要性] 生涯学習の機会の提供 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生 活環境の構築
		公民館活動推進事業	市	[具体的な事業内容] 公民館へいこらフェアの開催 [事業の必要性] 市民の交流機会の創出 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生 活環境の構築
		スポーツイベント開催事業	市	[具体的な事業内容] スポーツイベントの開催 [事業の必要性] スポーツの機会の提供 [見込まれる事業効果] 安心して暮らせる持続可能な生 活環境の構築
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	文化財保護事業	市	[具体的な事業内容] 文化財の保護や活用 [事業の必要性] 文化財の保護 [見込まれる事業効果] 地域の特性を生かし、多様な人 材を活用
		文化振興事業	市	[具体的な事業内容] 自主文化事業の開催 [事業の必要性] 市民の芸術文化への関心を高め る [見込まれる事業効果] 地域の特性を生かし、多様な人 材を活用

